

美里町公共施設等総合管理計画 (改訂版)

平成 28 年 3 月 策定

令和 4 年 3 月 改訂



美 里 町

美里町公共施設等総合管理計画

目 次 （１／２）

第１章 はじめに	1
1 背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 対象範囲	3
4 計画期間	4
第２章 本町の現状と課題認識	5
1 人口の推移	5
(1) 総人口の推移	5
(2) 年齢別人口の推移と将来の見通し	6
2 財政の状況	8
(1) 歳入・歳出の状況	8
(2) 投資的経費の推移	10
3 公共施設等の現状	12
(1) 公共施設等の総量	12
(2) 公共建築物の総量	12
(3) インフラ施設の総量把握	15
(4) 公共施設等に関する対策実績	20
(5) 有形固定資産減価償却率	21
4 公共施設等の更新等費用の将来見通しと課題	23
(1) 公共施設等に関する将来の更新等費用の推計方法	23
(2) 公共建築物の将来更新等費用の見通しと課題	25
(3) インフラ施設の将来更新等費用の見通しと課題	26
(4) 全ての公共施設等の将来更新等費用の見通しと課題	31
第３章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針	33
1 公共施設等の更新等費用に係る課題と基本方針	33
2 将来の更新等費用の試算	36
(1) 公共施設等を長寿命化した場合の更新等費用の試算	37
(2) 公共建築物の削減	38
3 基本方針を実現するための実施方針	39
4 公共施設等の適正管理に関する実施方針	40

5 施設類型ごとの適正管理に関する実施方針	43
(1) 建築系公共施設（公営住宅）	44
(2) 建築系公共施設（小中学校）	46
(3) 建築系公共施設（その他の公共建築物）	48
(4) 道路	50
(5) 橋梁	52
(6) 上水道施設	54
(7) 公共下水道（地域下水処理施設含む。）及び農業集落排水施設	56
(8) 公園施設	58
第4章 計画の推進に向けて	59
1 全庁的な取組体制	59
2 計画の進行管理	59
3 脱炭素社会の実現	60
4 公共施設等の質と量の最適化	61
(1) 町民等との合意形成	61
(2) 公共建築物の再編・利活用の推進	61
5 広域的な連携の取組	62
(1) 周辺自治体との連携の推進	62
(2) 官民連携の推進	62

第1章 はじめに

1 背景と目的

美里町では、様々な公共施設の老朽化対策や財政負担の集中が課題となる中で、各課が個別で管理・計画している公共施設を適切に維持管理していくため、平成28年3月には公共施設等全体を包括し総合的かつ計画的な管理の考え方と基本方針を方向づける「美里町公共施設等総合管理計画」（以下、総合管理計画という。）を策定しました。

その後、総合管理計画に示す公共建築物やインフラ施設（以下「公共施設等」という。）の適正管理に関する実施方針をもとに、各個別施設の具体的な取組方針や対策を定めた個別施設計画を策定しています。

総合管理計画の策定から6年が経過した中で、計画策定後に実施した取組を評価し、更なる公共施設マネジメントの推進を総合的かつ計画的に図ることを目的に、総合管理計画の改訂を行ったところです。

【計画の目的】

① 財政の見通しと世代間の経費負担の平準化

投資的経費の推移を把握し、充当可能な財源の中で、公共施設等の更新が増加し集中する時期を見通し、投資的経費の負担を平準化します。

② 事後保全型から予防保全型の管理への転換

予防保全型の維持管理により、安全・安心な公共施設等の状態を保持し、劣化進行による町民への影響を抑制します。

③ 公共施設等の更新と長寿命化の計画的な推進

公共施設等の総量を網羅的に把握した上で、将来の更新等費用を算定し、施設の集約・複合化や長寿命化の対策を計画的に行う方針を策定します。

【期待される効果】

① 総合的かつ計画的な維持管理を行うことにより、施設の長寿命化とともに、投資的経費に関する財政負担の平準化を図ることができます。

② 予防保全型の管理に移行することにより、定期的な点検と適切な修繕・改修・更新（以下、更新等という。）を通じて、公共施設等の利用者の安全・安心の確保を図ることができます。

③ 公共施設等の集約・複合化、統合・再編等を行うことにより、更新等に関するトータルコストの削減を図ることができます。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成 26 年 4 月の総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めたものです。

また、平成 25 年 11 月 29 日にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」における行動計画に該当し、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の上位計画に位置付けられるものです。（図 1-1）

その後、平成 30 年に総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂されるとともに、公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について通知されたことから、本計画を見直しました。

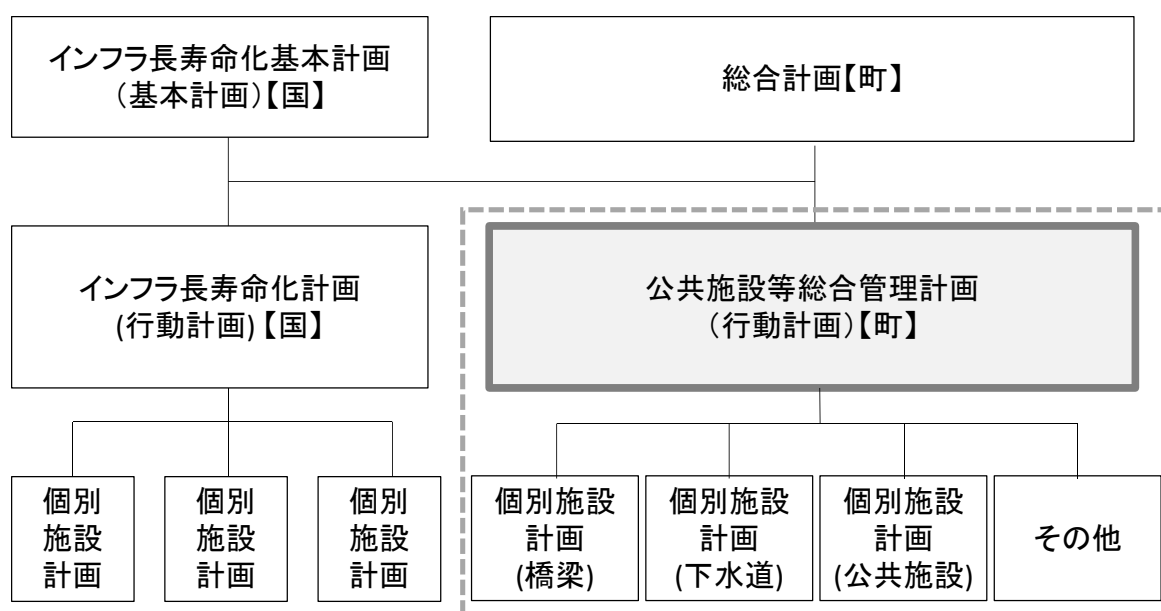


図 1-1 上位計画と本計画の位置づけ

[語句説明]

インフラ：道路・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のこと。

3 対象範囲

本計画の改訂にあたっては、各個別施設計画における施設保有量の見直し、公共建築物の再編、除却等を踏まえて、対象範囲を以下の通りとします。

【対象とする公共施設等】

表1-1 対象施設の総量一覧

種別	数量	備考
公共建築物	12.9 万 m ²	93 施設
道路	522,197 m	2,798,212 m ²
橋梁	278 橋	9,635 m ²
公園	63 箇所	—
上水道施設	221,294 m	施設：6 施設
公共下水道施設 (地域下水処理施設含む。)	90,225 m	施設：3 施設
農業集落排水施設	96,030 m	施設：8 施設

資料：美里町の実績データより算出

※ただし、予防保全の効果が見込めない施設、財政への影響が少ない小規模の施設等を除く。

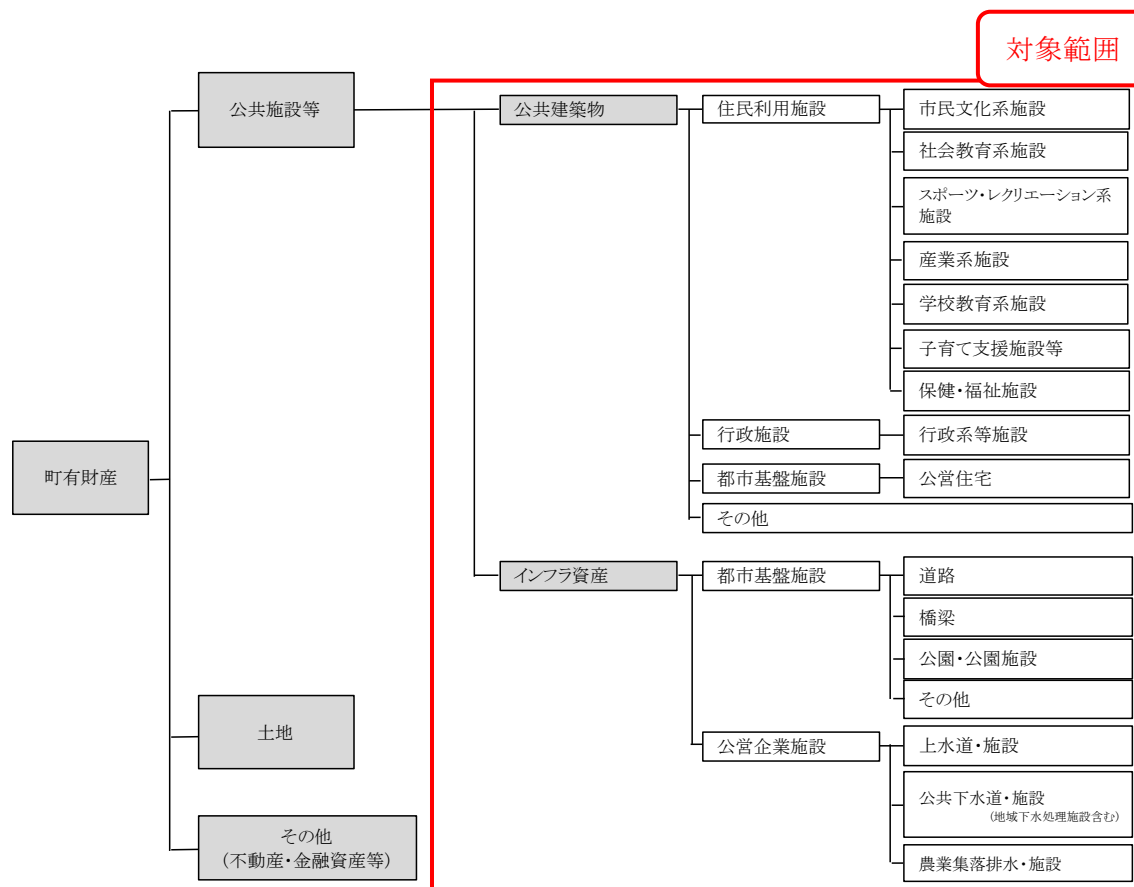


図 1-2 本計画の対象範囲

4 計画期間

本計画は、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討する必要があるため、計画期間は初回計画策定時の平成 28 年から令和 27 年までの 30 年間とします。

また、社会情勢や人口構成の動向を把握しつつ、個別施設計画の取組状況も踏まえて、計画を定期的に見直すため、第 1 期から第 3 期までの 3 つの階層の推進期間を設定しています。

なお、計画期間においても必要に応じて適宜、内容の見直し、充実化を図るものとします。(図 1-3)

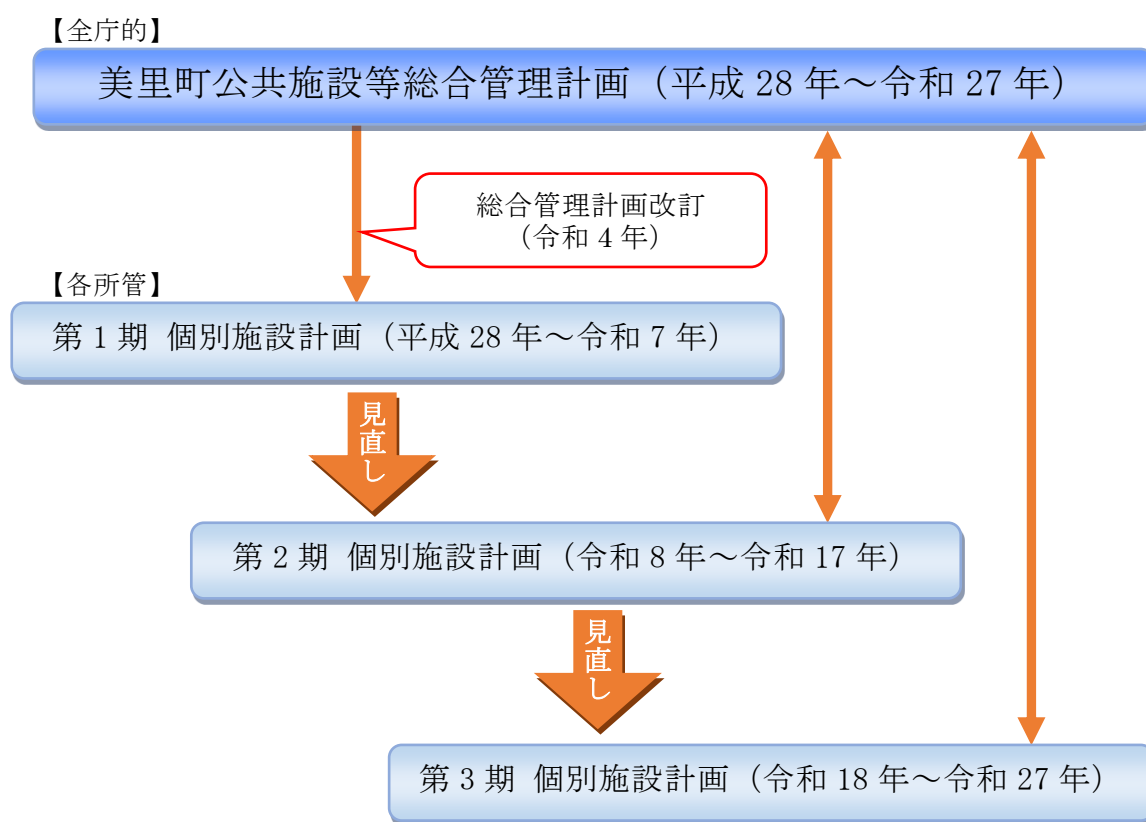


図 1-3 計画期間の階層と見直しイメージ

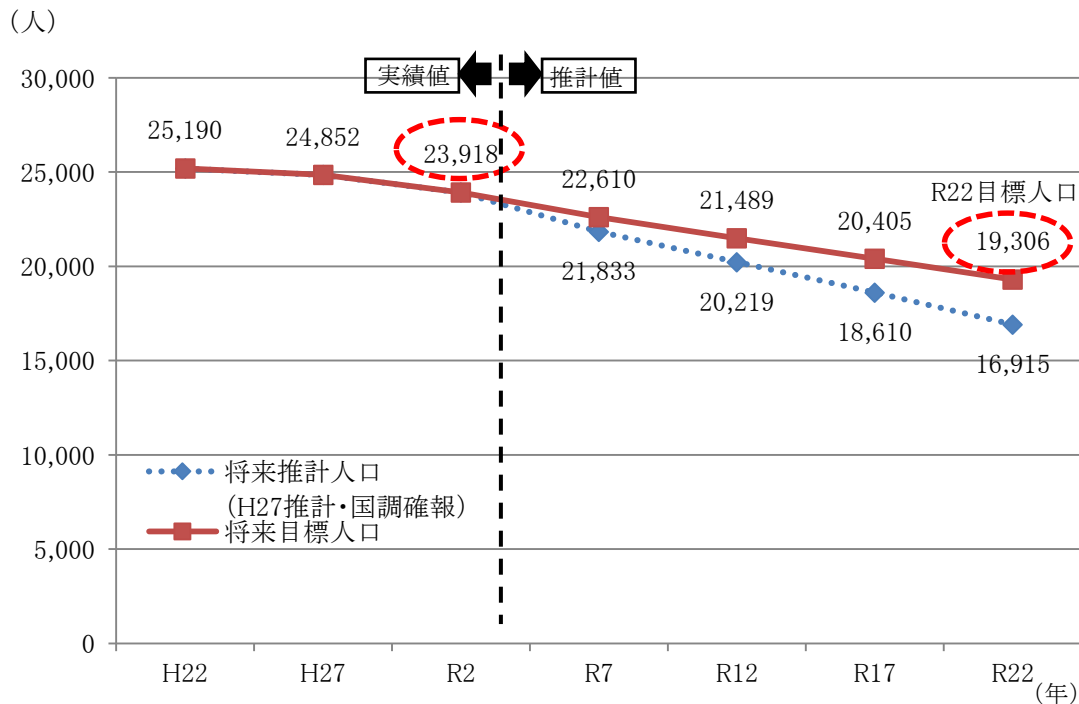
第2章 本町の現状と課題認識

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

- ・現在の人口は約2.4万人であり、令和22年の目標人口は約1.9万人です。
- ・本町の総人口は、平成27年時点での令和22年の推計値に対して実績値が上回る状況となっています。

令和2年時点の本町の人口は、令和2年国勢調査によると23,918人となっています。「第2次美里町総合計画・美里町総合戦略」では、令和22年には16,915人まで減少すると予測される推計人口に対し、各種施策等を講じることで19,306人に抑える目標を設定しています。本町の総人口は、平成27年時点での令和2年の推計値に対して実績値が上回る状況となっています。（図2-1）



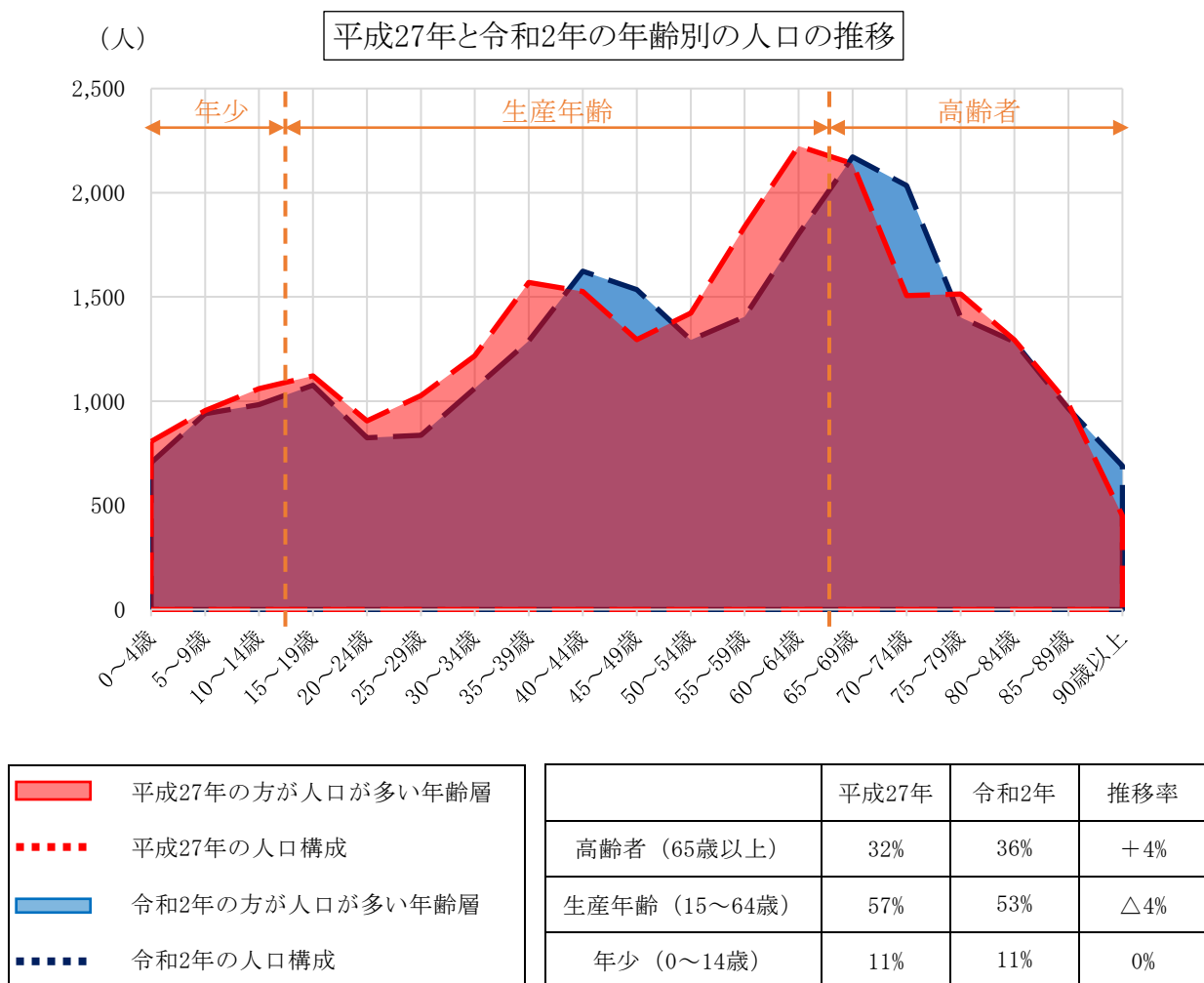
資料：「第2次美里町総合計画・美里町総合戦略」より

図2-1 人口の推移と将来の推計

(2) 年齢別人口の推移と将来の見通し

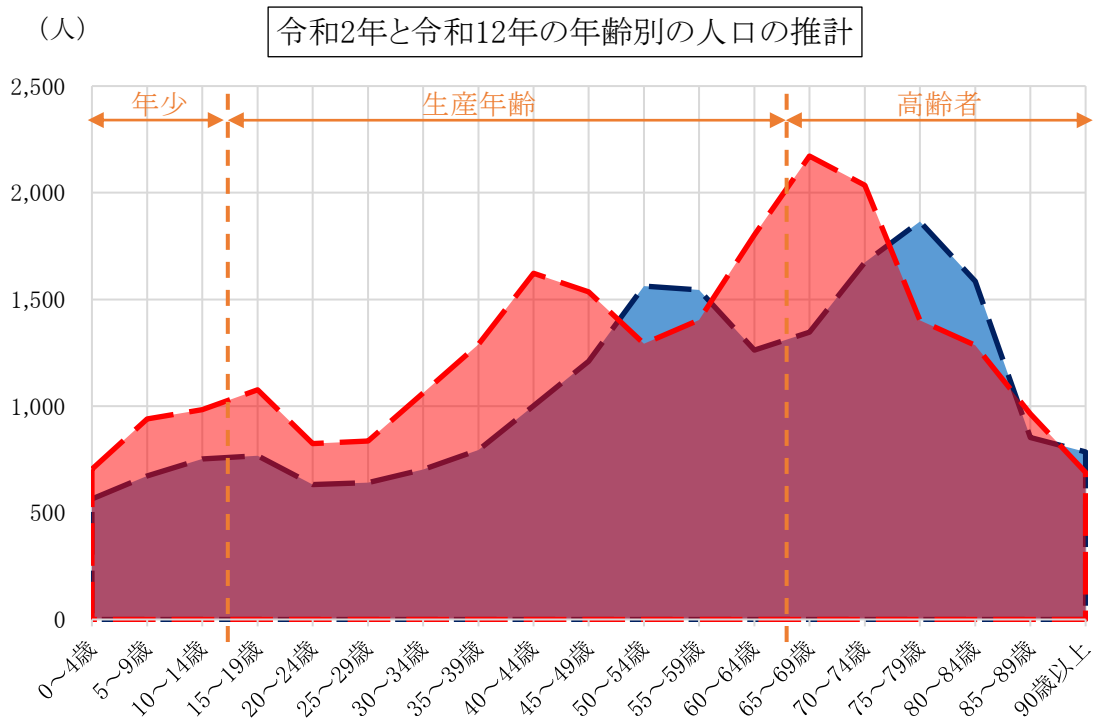
- ・令和2年現在の高齢者人口率は約36%、生産年齢人口率は約53%です。
- ・令和12年には、高齢者人口率が約40%に達し、生産年齢人口率は約50%に低下する見込みです。

「国立社会保障・人口問題研究所」の市区町村別の推計によると、本町の人口は、10年後の令和12年には20,219人に減少し、令和2年と比較して高齢者人口率は36%から40%まで増加し（+4%）、生産年齢人口率は53%から50%まで減少する（△3%）見込みです。また、年少人口率は11%から10%まで減少する（△1%）見込みです。（図2-2、図2-3）



資料：（実績値）国勢調査人口より

図2-2 年齢別の人口の推移



■	令和2年の方が人口が多い年齢層
■■■■	令和2年の人口構成
■	令和12年の方が人口が多い年齢層
■■■■	令和12年の人口構成

	令和2年	令和12年	推移率
高齢者（65歳以上）	36%	40%	+4%
生産年齢（15～64歳）	53%	50%	△3%
年少（0～14歳）	11%	10%	△1%

資料：（実績値）国勢調査人口より

資料：国立社会保障・人口問題研究所の市町村人口の推計値より

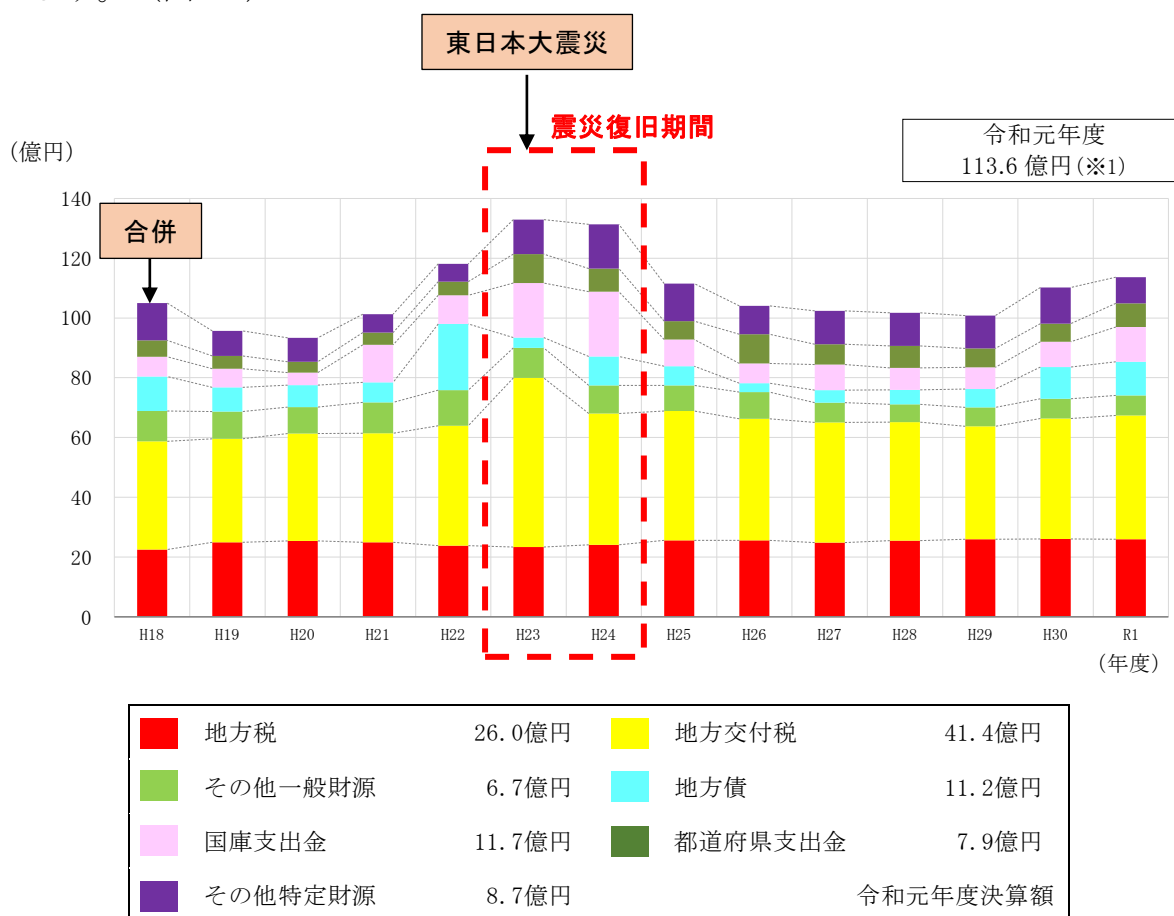
図2-3 年齢別の人口の推計

2 財政の状況

(1) 歳入・歳出の状況

- ・平成23年度に発生した東日本大震災による震災復旧費等によって、平成23年度と平成24年度には歳入、歳出ともに急増しましたが、平成26年度以降は低い歳入、歳出状況にあります。

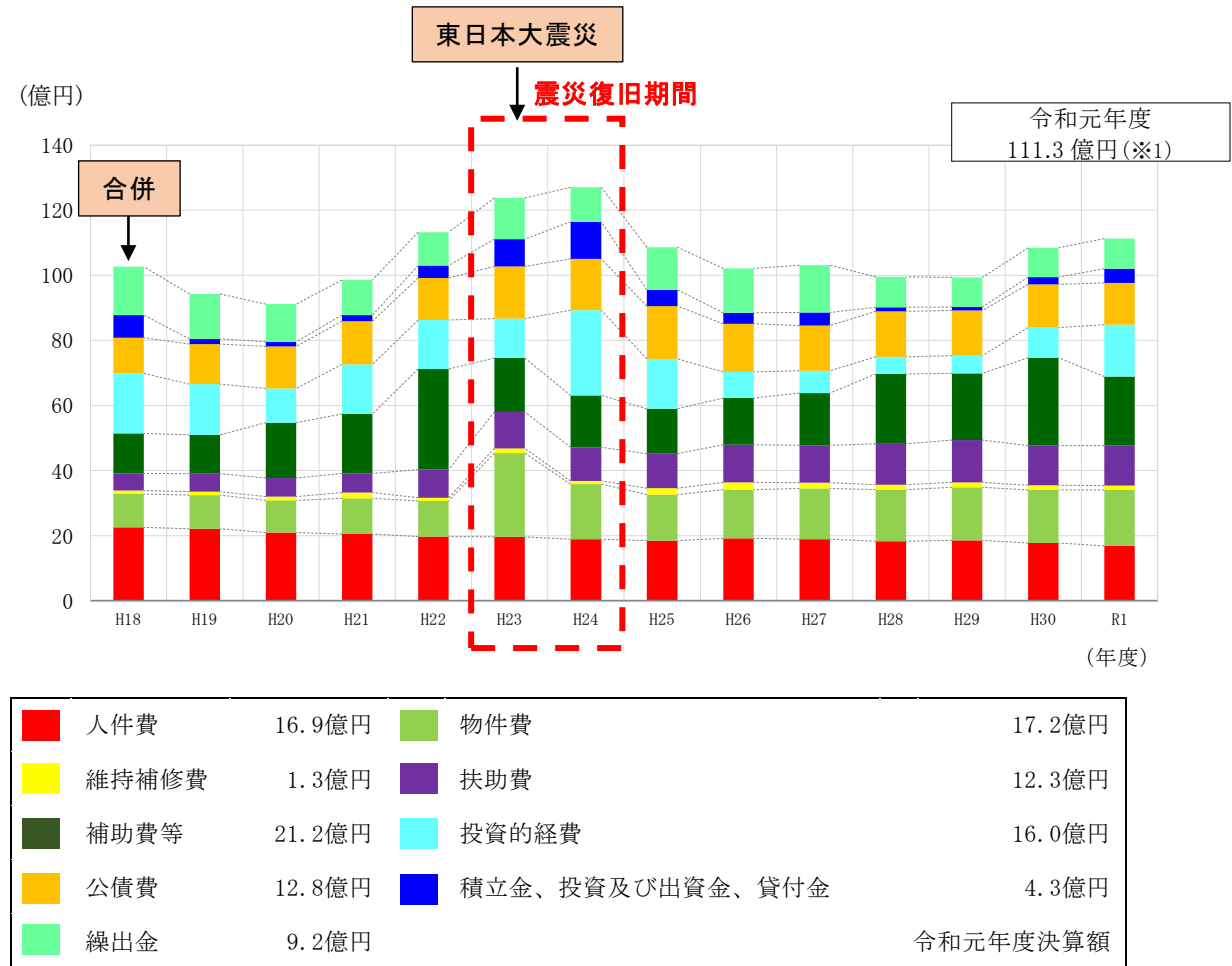
平成23年度に発生した東日本大震災によって、平成23年度と平成24年度の復旧期間（以下「震災復旧期間」という。）には、歳入、歳出ともに急増しました。それ以降は、震災前の水準に戻っていますが、平成30年度以降は増加傾向にあります。（図2-4）



(※1) 合計値は各内訳の小数点端数処理により、0.1の誤差を含む。

図 2-4 歳入の推移

歳出においても歳入同様の傾向が続いています。令和元年度における歳出は111.3億円で、このうち人件費は年々減少していますが、扶助費等の義務的経費は増加傾向にあります。また、公共施設等の整備や更新等における投資的経費の実績値は、令和元年度において、16.0億円となっています。（図2-5）



(※1) 合計値は各内訳の小数点端数処理により、0.1の誤差を含む。

図2-5 歳出の推移

[語句説明]

人 件 費：職員の給与及び手当や委員等の報酬など。
 物 件 費：事務用品の購入、光熱水費や郵便料、施設の清掃や警備に関する費用
 維持補修費：道路や建物などが壊れたときの修理費
 扶 助 費：生活などに困っている方を支援する費用
 補 助 費 等：行政区などのさまざまな団体への補助金など。
 投資的経費：道路や建物などを整備する経費
 公 債 費：借入金の返済額
 積立金、投資及び出資金、貸付金：貯金したり、町民へお金を貸したりする費用
 繰 出 金：一般会計以外の特別会計を支援する費用

(2) 投資的経費の推移

- ・震災復旧期間以降の平成26年度から平成29年度までにおいては、投資的経費が減少傾向ですが、平成30年度以降は増加傾向にあります。
- ・直近5か年の投資的経費の年平均実績値は、7.6億円/年となります。

令和元年度における歳出の内訳は、人件費 15%、物件費 16%、公債費 12%、補助費等 19%、投資的経費 14%等となっています。（図 2-6）

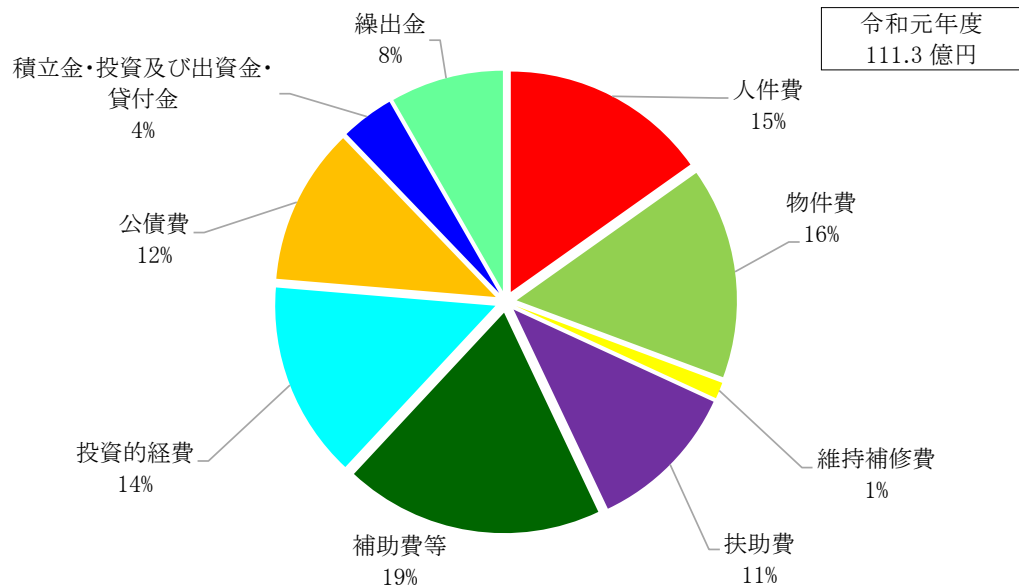


図2-6 歳出決算額の性質別内訳（令和元年度）

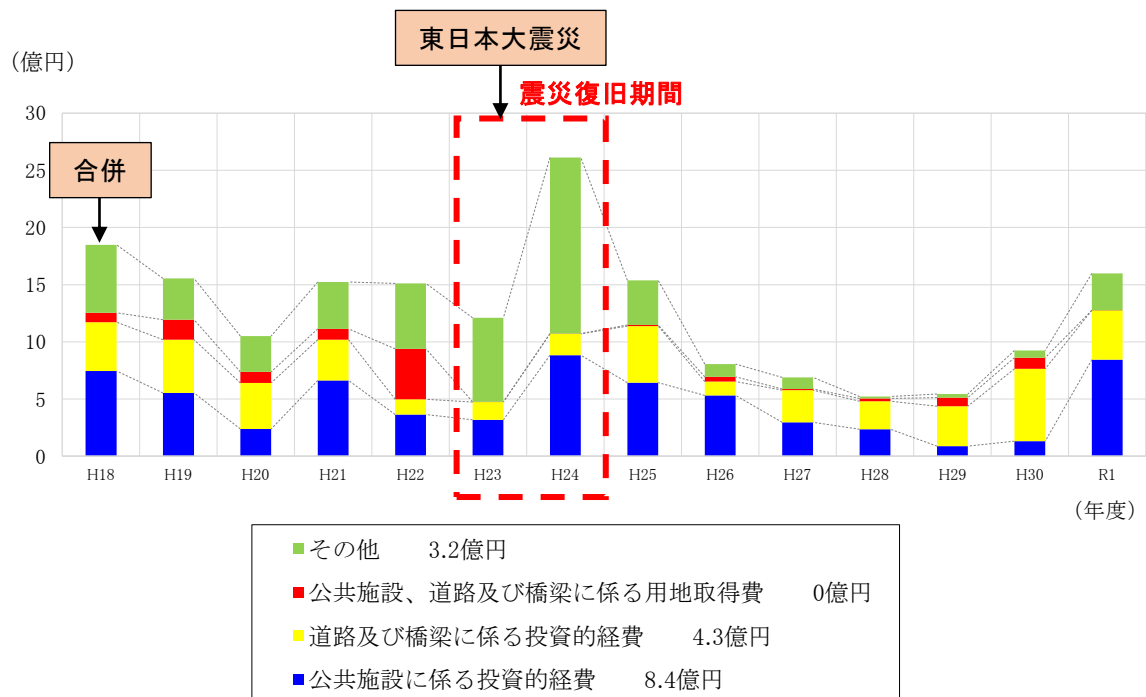


図2-7 投資的経費の推移と内訳（一般会計）

本町所有の公共施設等の「既存更新分」に関する投資的経費は、平成28年度から令和2年度の5か年を平均すると約7.6億円となります。

また、「新規整備分」と「用地取得分」も含めた投資的経費は、平成28年度から令和2年度の5か年を平均すると約17.4億円となります。（図2-8、図2-9）

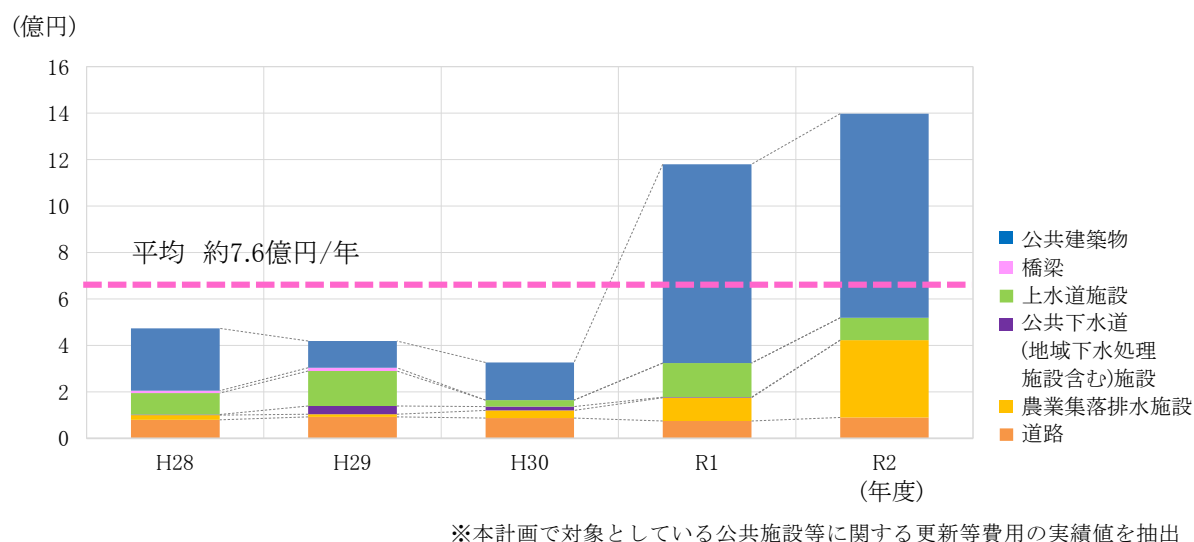


図2-8 「既存更新分」のみの投資的経費

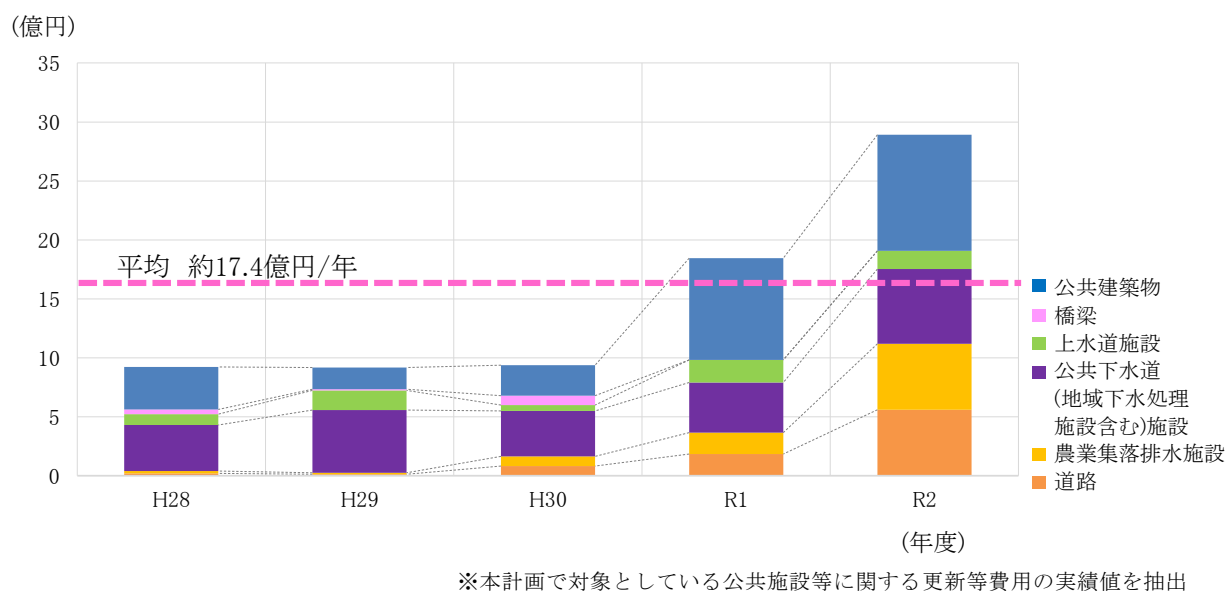


図2-9 「新規整備分」「用地取得分」も含めた投資的経費

3 公共施設等の現状

(1) 公共施設等の総量

本町が所有・管理する公共施設等の総量を下表に示します。

表2-1 対象施設の総量一覧（再掲）

種別	数量	備考
公共建築物	12.9 万 m ²	93 施設
道路	522,197 m	2,798,212 m ²
橋梁	278 橋	9,635 m ²
公園	63 箇所	—
上水道施設	221,294 m	施設：6 施設
公共下水道施設 (地域下水処理施設含む)	90,225 m	施設：3 施設
農業集落排水施設	96,030 m	施設：8 施設

資料：美里町の実績データより算出

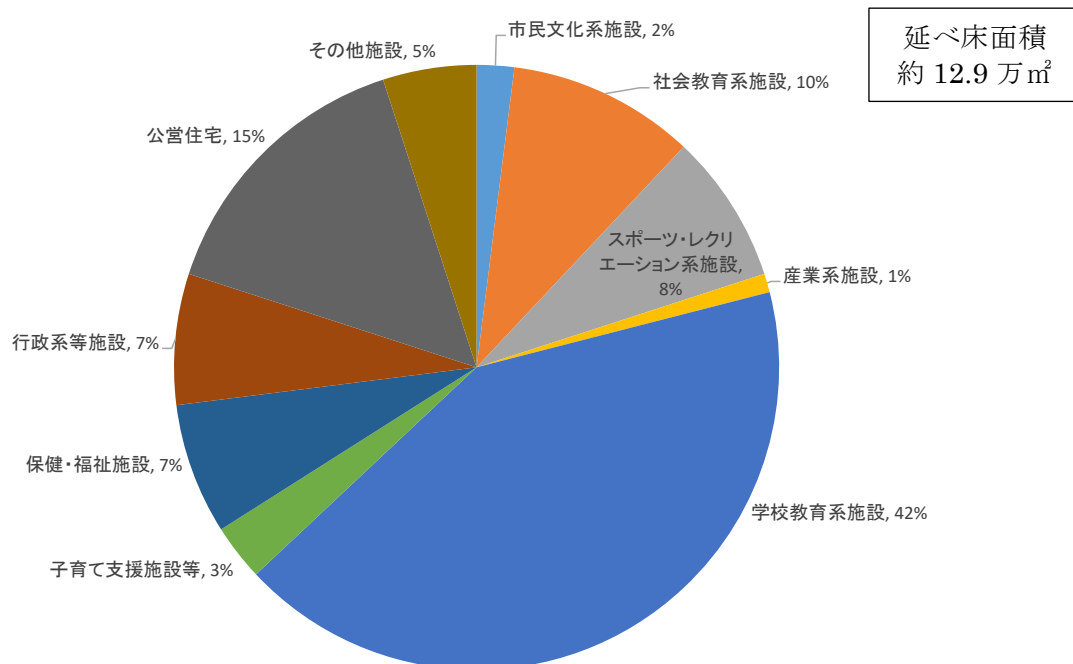
(2) 公共建築物の総量

1) 公共建築物の内訳

- ・公共建築物の延べ床面積合計は約12.9万m²です。主な内訳は、学校教育施設が42%、次いで公営住宅が15%を占めています。

本町の公共建築物の延べ床面積の合計は、約12.9万m²となります。

主な内訳は、学校教育系施設が42%と最も多く、次いで公営住宅が15%であり、これらの2つの分類で本町の公共建築物のうち、過半数の延べ床面積を占めています。（図2-10）



(※1) 合計値は各内訳の小数点端数処理により、0.1の誤差を含む。

図 2-10 公共建築物の延べ床面積の内訳

2) 公共建築物の建築年と延べ床面積

- ・ 公共建築物は、昭和51年、昭和56年、平成元年及び平成14年に集中して建設されています。
- ・ 本町の一人当たりの延べ床面積は、約5.42㎡/人となります。

公共建築物の建築年の経緯をみると、建築のピーク時期は、昭和51年、昭和56年、平成元年及び平成14年に集中しています。それ以降の公共建築物の整備量は減少に転じています。

公共建築物の標準的な物理的耐用年数（以下「耐用年数」という。）の設定については、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）によると、建替え時期は60年と言われており、建物付属設備と配管の耐用年数は概ね15年であることから、2回目の改修である建設後30年で大規模改修を行い、その後30年で建替えるものと仮定することが多く、これは総務省の更新費用試算ソフト（以下、「総務省ソフト」という。）でも、推計条件となっています。

この改修サイクルの場合、更新ピークは平成18年、平成23年、令和1年、令和14年に更新等費用が集中します。（図2-11）

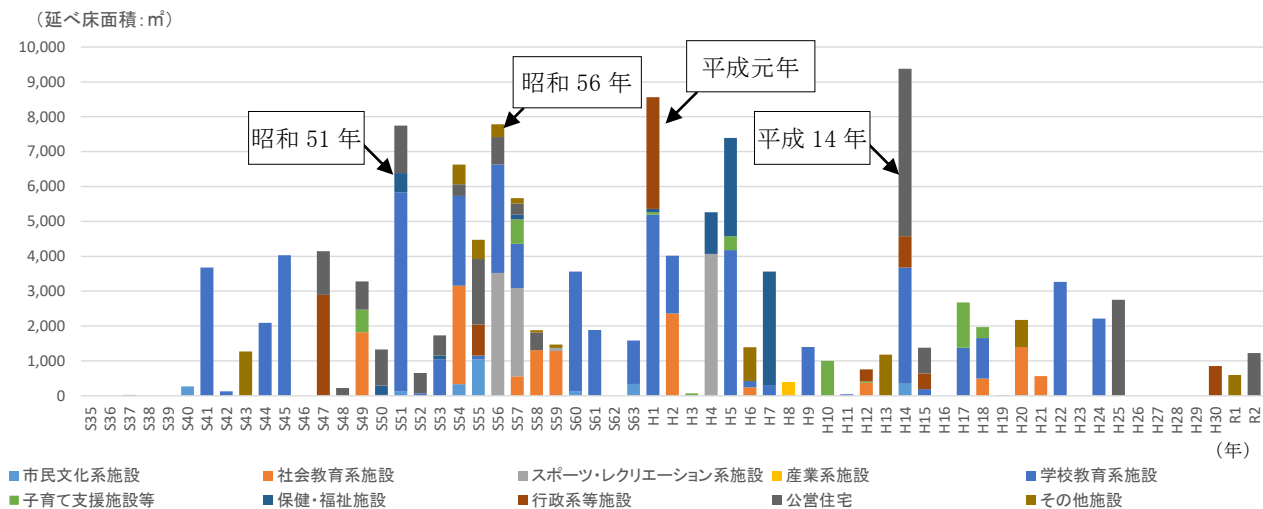


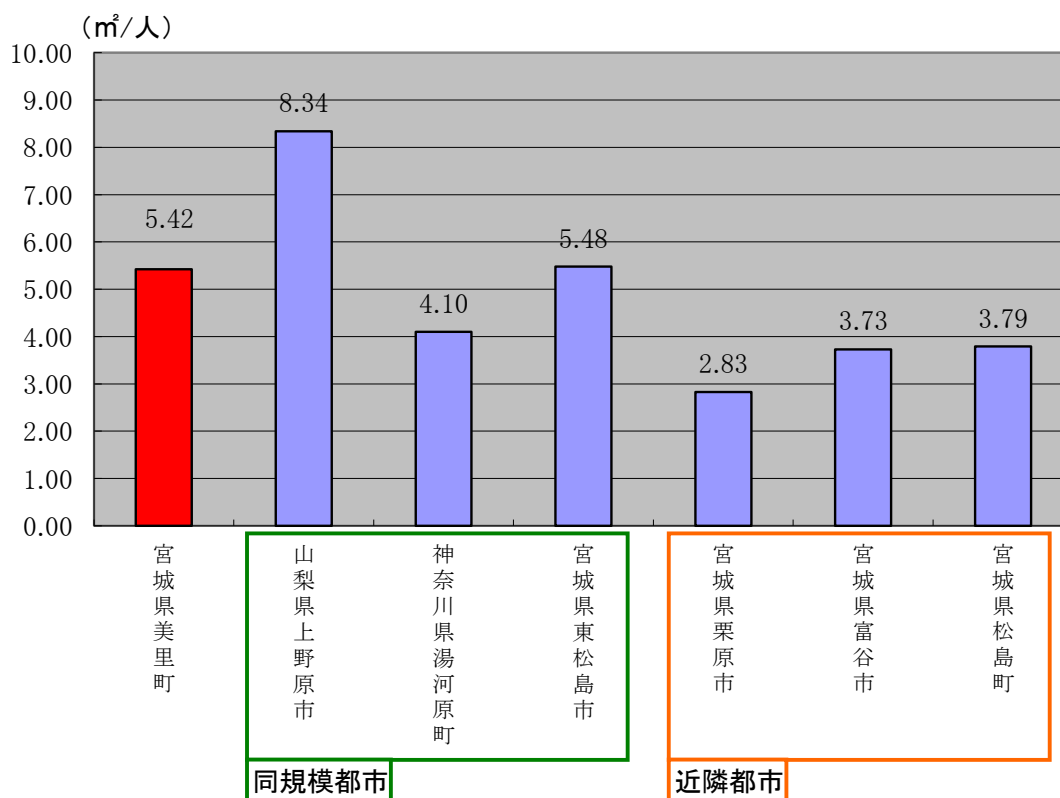
図 2-11 建築年別の公共建築物の延べ床面積

公共建築物の総量を相対比較するために、本町の人口一人当たりに換算した延べ床面積を算定すると、令和元年では約 5.42 m²/人となります。本町の一人当たりの延べ床面積は、同規模人口の都市と比較すると同程度ですが、近隣都市と比較すると高い値となっています。（図 2-12）

$$\text{人口一人当たり延べ床面積 (m}^2\text{/人)} = \text{公共建築物の延べ床面積} \div \text{人口}$$

$$\text{美里町人口一人当たり延べ床面積 } 5.42 \text{ m}^2\text{/人} = 130,000 \text{ m}^2 \div 24,000 \text{ 人}$$

※建築物の総量の多寡を判定するために考案された1次指標として、人口一人当たりの延べ床面積があります。



※1：総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表
(令和3年3月31日現在)」より

図 2-12 公共建築物の一人当たり延べ床面積の自治体比較

3) 公共建築物の耐震化の取組

- ・ 町有の公共建築物の耐震化は、「美里町耐震改修促進計画」により推進しており、町有建築物のうち指定避難所は耐震工事を行い耐震化率100%になりました。

「図2-11 建築年別の公共建築物の延べ床面積」より、昭和56年以前に建設された旧耐震基準による施設は全体の約38%を占めています。町有の公共建築物の耐震化については、「美里町耐震改修促進計画（平成20年9月）」により推進しており、町有建築物のうち指定避難所は耐震工事を行い耐震化率100%になりました。今後も震災による被害に備えて、耐震診断及び耐震改修事業等の推進に努めます。

(3) インフラ施設の総量把握

- ・ 本町のインフラ施設の現状は、道路延長約520km、橋梁278橋、公園63箇所、上水道の管路延長221km、公共下水道（地域下水処理施設含む。）の管渠延長約90km、農業集落排水の管渠延長約96kmです。

本町が管理する主要なインフラ施設は、整備された時期が集中する“建設ピーク”があるため、その経過年数が進行するにつれて更新時期も集中（“更新ピーク”）し、多くの投資的経費が必要になる見込みです。

1) 道路の現状

- ・ 道路延長の合計が522,197mであり、その内訳は一般道路が514,577m、自転車歩行者道が7,620mとなっています。

令和2年の道路延長の合計は522,197mとなっており、その内訳は一般道路（1級幹線町道、2級幹線町道、その他の町道）が514,577m、自転車歩行者道が7,620mとなっています。（表2-2）

表2-2 道路施設の総量（内訳）

一般道路（1級幹線町道、2級幹線町道、その他の町道）	
延長合計	514,577 m
道路面積	2,779,074 m ²
自転車歩行者道	
延長合計	7,620 m
道路面積	19,138 m ²

出典：「令和2年度 道路台帳調書 宮城県美里町」による値

2) 橋梁の現状

- ・ 橋梁の建設ピークは昭和48年、昭和49年及び平成16年、令和元年です。

橋梁は、昭和48年、昭和49年、平成16年及び令和元年に建設ピークが発生しています。橋梁の耐用年数を、法定耐用年数の60年に仮定すると、更新ピークは、令和15年、令和16年、令和46年及び令和61年になります。（図2-13）

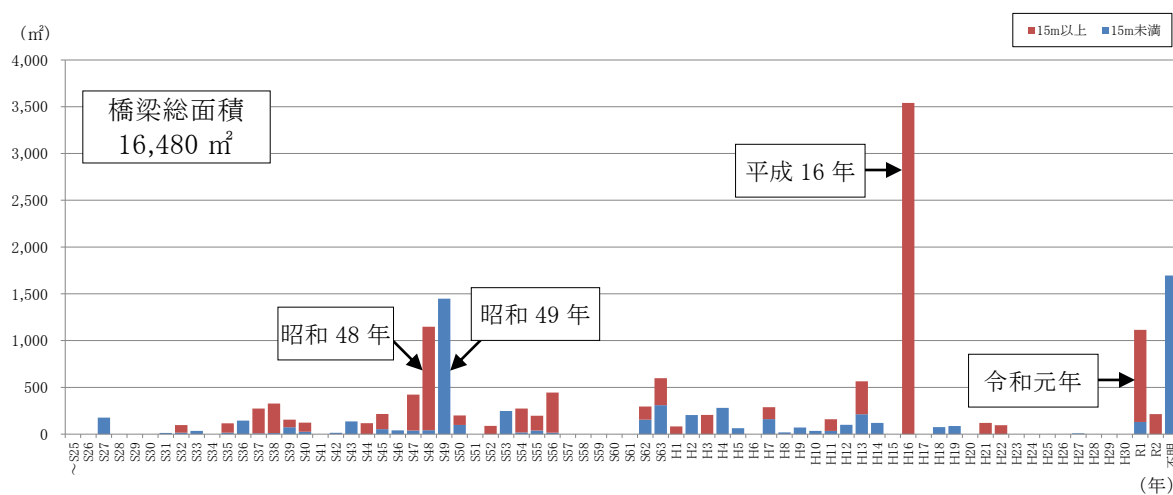


図2-13 橋梁の年別整備量（橋面積）

3) 上水道の現状

- ・上水道管路の建設ピークは昭和47年、平成7年及び平成18年です。

上水道の管路は、昭和47年、平成7年及び平成18年に建設ピークがあります。この中でも、平成7年と平成18年の建設ピーク前後には相当数の整備が行われており、この更新ピークに注視する必要があります。

上水道施設における管路の耐用年数を、法定耐用年数の40年に仮定すると、上水道施設の更新ピークは、令和17年と令和28年になります。（図2-14）

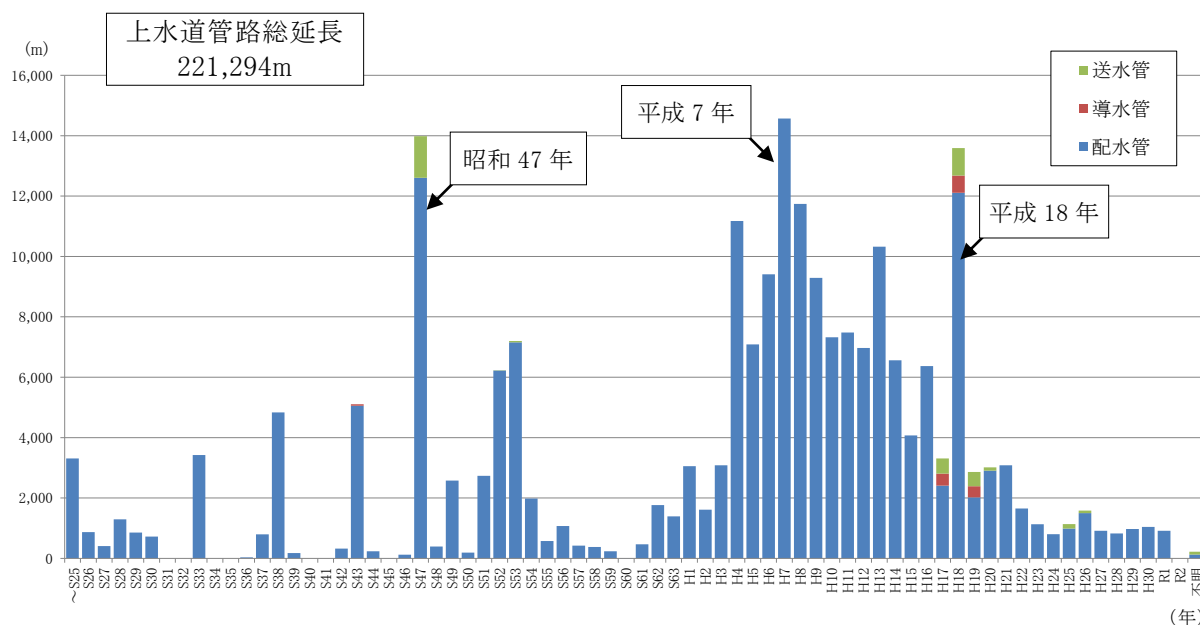


図2-14 上水道管路の年別整備延長

4) 公共下水道(地域下水処理施設含む。)の現状

- ・ 公共下水道(地域下水処理施設含む。)管渠の建設ピークは平成18年です。
- ・ しかし、公共下水道の整備率は現在5割程度であり、引続き整備する必要があります。

公共下水道(地域下水処理施設含む。)の管渠は、平成元年から整備が進められ、平成18年に建設ピークがあります。

公共下水道(地域下水処理施設含む。)管渠の耐用年数を、法定耐用年数の50年に仮定すると、更新ピークは令和38年になります。(図2-15)

公共下水道の整備率は平成28年時点では4割程度でしたが、令和2年度時点では約5割と増加しています。「美里町下水道基本構想 平成28年2月」では、未整備地区について今後20年かけて整備する計画となっており、この建設費を考慮する必要があります。

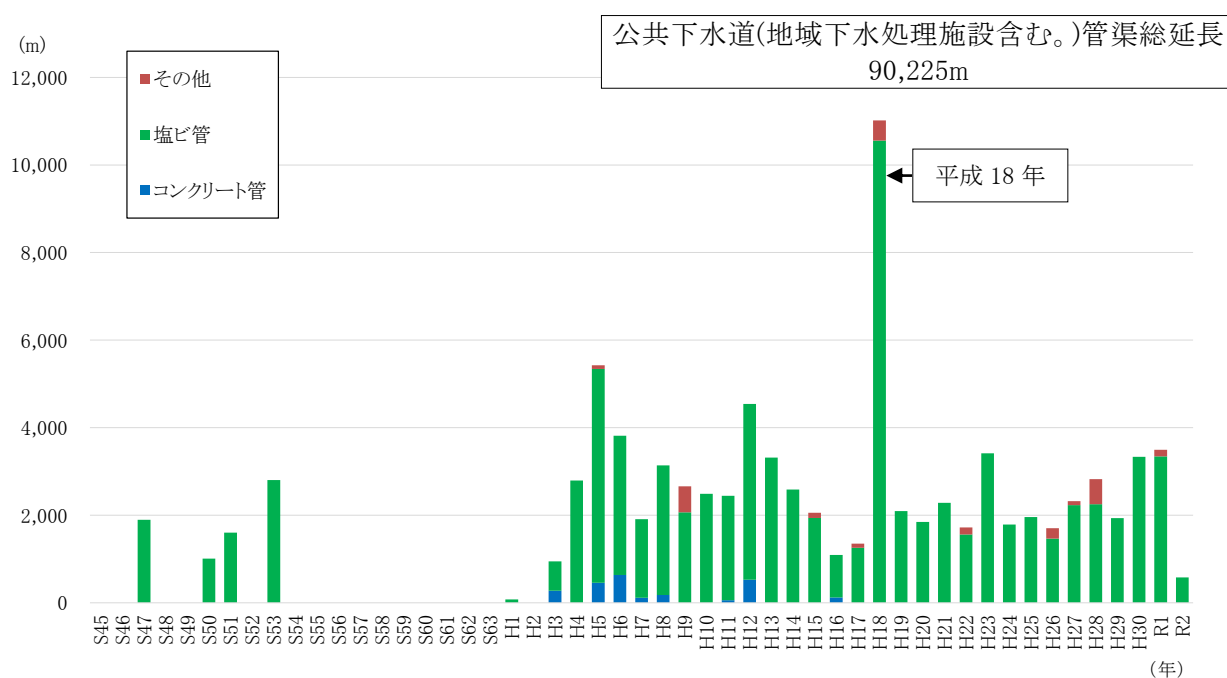


図 2-15 公共下水道(地域下水処理施設含む。)管渠の年別整備延長

5) 農業集落排水の現状

- ・ 農業集落排水管渠の建設ピークは平成4年と平成9年です。

農業集落排水の管渠は、平成4年と平成9年に建設ピークがあります。

農業集落排水管渠の耐用年数を、公共下水道(地域下水処理施設含む。)と同じ50年に仮定すると、更新ピークは、令和24年と令和29年になります。(図2-16)

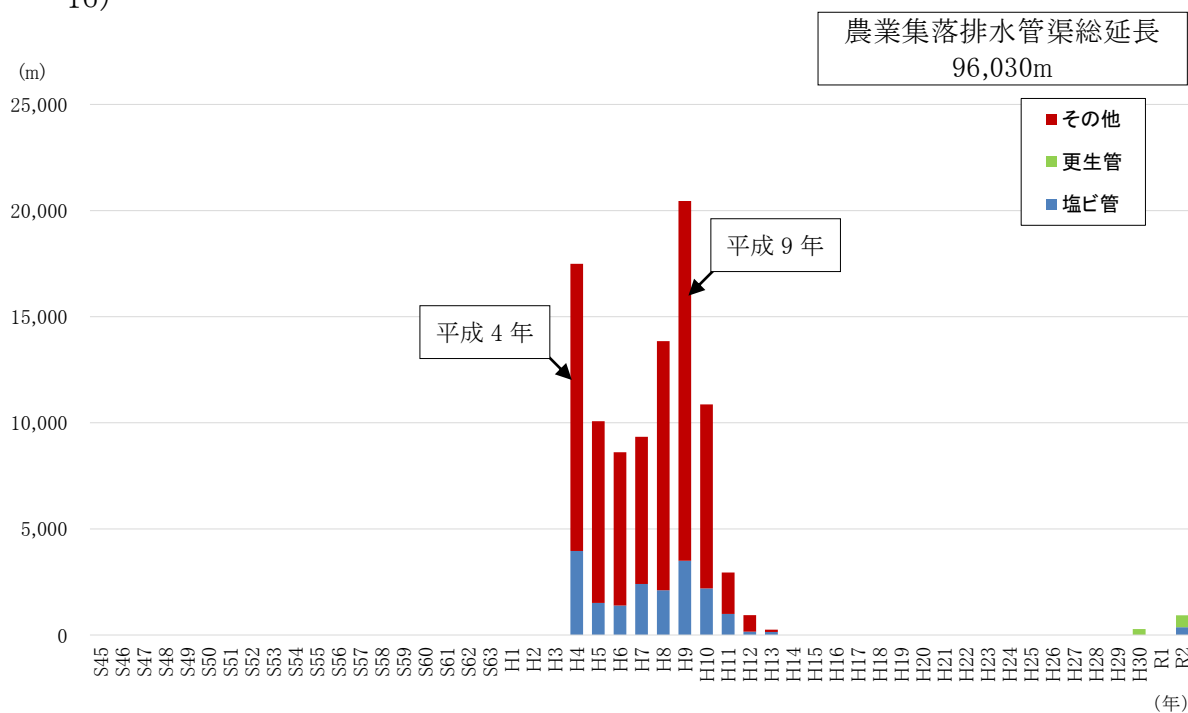


図2-16 農業集落排水管渠の年別整備延長

(4) 公共施設等に関する対策実績

- ・平成28年度以降の公共施設等に関する取組として、各公共施設等の長寿命化計画を策定・改訂及び公共建築物の再編・除却等の適正管理を推進してきました。

平成28年3月に総合管理計画を策定してからの公共施設等に関する取組として、各公共施設等の長寿命化計画の策定・改訂を実施しており、現在は表2-3に示す策定状況となっています。

公共建築物に関する取組としては、再編・除却等に関する各種取組を引き続き実施又は検討中です。具体的には、公営住宅の撤去や建替えを行うとともに、新中学校の整備についてPFI方式による取組を進めています。また、待機児童解消といった政策課題の解決のために民間の活力を活用した取組を進めることで公共施設の延べ床面積の増加を抑制しました。

インフラ資産に関する取組としては、各長寿命化計画の改訂時に整理した実施計画に基づいて更新等を適切に実施するとともに、下水道施設については新規整備も推進してきました。

表2-3 本町における長寿命化計画の策定状況

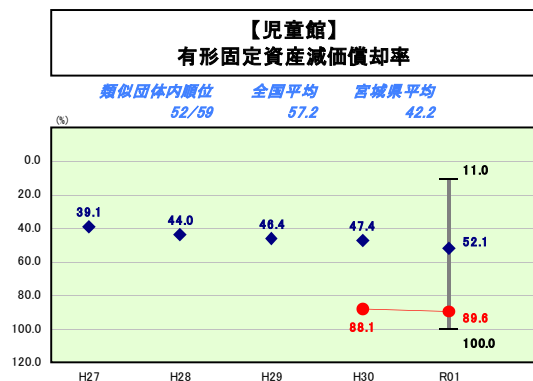
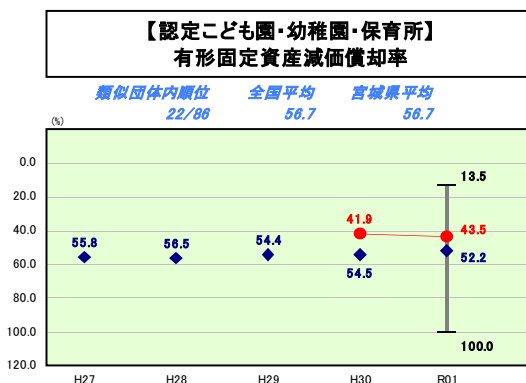
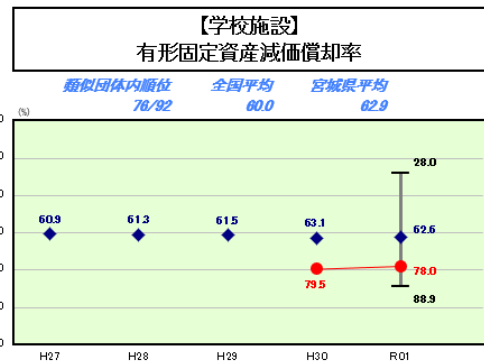
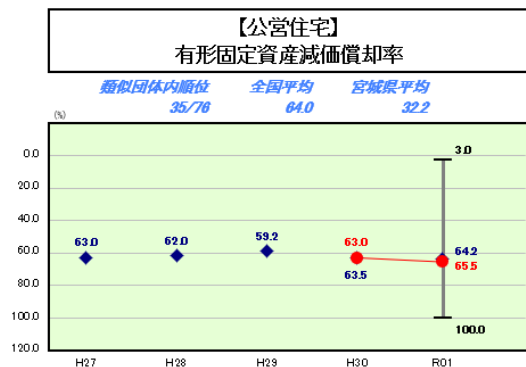
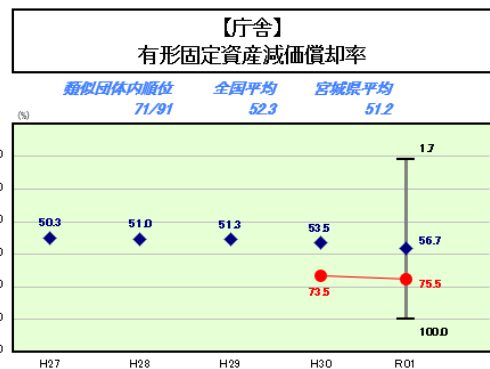
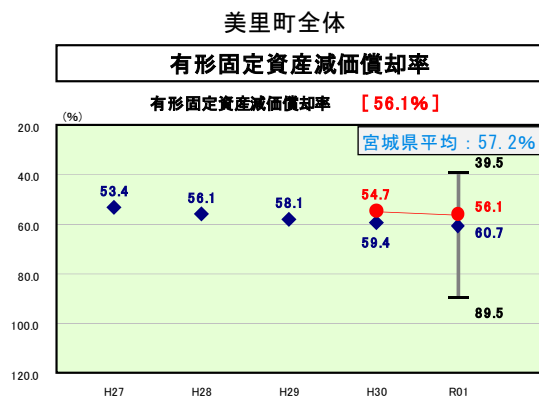
区分	大分類 (総務省の分類)	計画名称	策定・改訂 時期
公共建築物	学校教育系施設	美里町学校再編ビジョン	H28. 6
		美里町学校施設長寿命化計画	H29. 3
		宮城県美里町中学校再編整備基本構想	H29. 12
		新中学校施設基本計画	R1. 5
		美里町新中学校整備等事業（仮称）実施方針【修正版】	R3. 4
	行政系施設	—	—
	公営住宅	美里町公営住宅等長寿命化計画	R4. 3
	子育て支援施設	美里町児童福祉施設長寿命化計画	H30. 10
	産業系施設	（学校給食センター（学校施設長寿命化計画へ含む））	H29. 3
	文化系施設	美里町近代文学館長寿命化計画	R2. 2
	社会教育系施設	美里町コミュニティ施設長寿命化計画	H31. 3
	保健・福祉施設	—	—
	スポーツ・レクリエーション系施設	美里町スポーツ施設長寿命化計画	H31. 3
インフラ資産	その他施設	美里町交流の森・交流館長寿命化計画	H31. 3
	道路	—	—
	橋梁	美里町橋梁長寿命化修繕計画	R3. 3
	公園	美里町公園施設長寿命化計画	H25. 2
	上水道施設	第2次美里町水道事業経営戦略	R4. 3
	公共下水道施設 農業集落排水施設	美里町下水道事業経営戦略	R4. 3

(5) 有形固定資産減価償却率

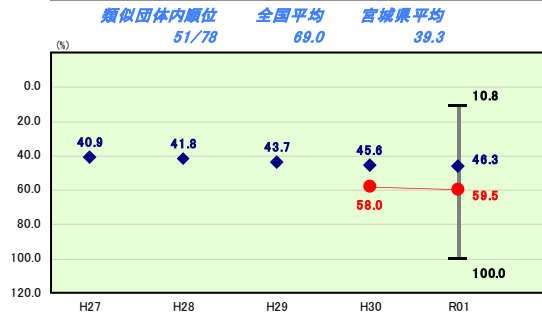
- ・本町における現在の有形固定資産減価償却率は約56%です。
- ・宮城県内の市町村の平均値は約57%であり、本町における公共施設等は宮城県内の市町村と同程度老朽化していることが分かります。

「有形固定資産減価償却率」は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示すものです。これは、地方公共団体における資産の老朽化の状況を示す指標のひとつです。

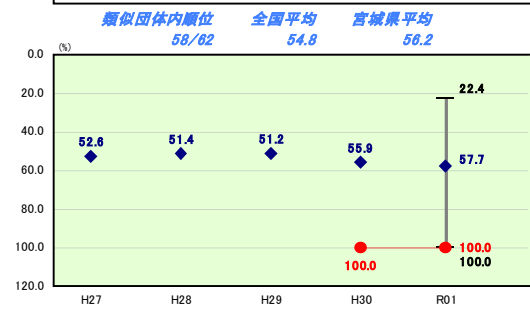
宮城県内市町村の有形固定資産減価償却率の平均値約57%に対して、本町は約56%であり、宮城県内の市町村と同程度全体的に公共施設等が老朽化していることが分かります。今後も有形固定資産減価償却率の推移を確認し、老朽化状況を管理していくことが重要です。



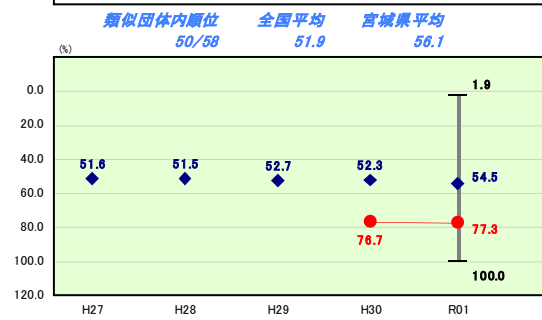
【図書館】
有形固定資産減価償却率



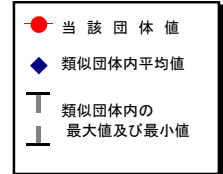
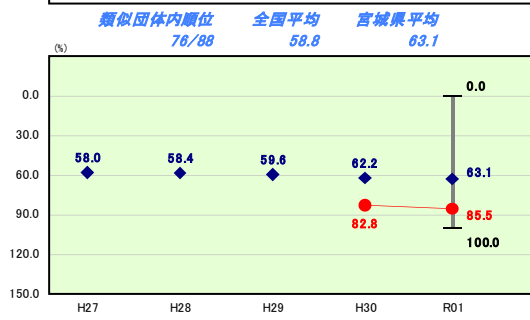
【福祉施設】
有形固定資産減価償却率



【市民会館】
有形固定資産減価償却率



【体育館・プール】
有形固定資産減価償却率



4 公共施設等の更新等費用の将来見通しと課題

(1) 公共施設等に関する将来の更新等費用の推計方法

- ・公共施設等の将来の更新等費用は、施設類型ごとに耐用年数を設定し、建設年度を踏まえた費用を推計します。
- ・推計においては、現在の公共施設等と同面積、同延長で更新等を実施すると仮定します。

公共建築物とインフラ施設を含めた将来の更新等費用の推計は、総務省ソフトを使用します。また、既定の長寿命化計画がある施設等は、その推計値を使用し将来の更新等費用を推計します。（表2-4）

※現在保有する公共施設等を同面積、同延長で更新すると仮定して試算します。なお、物価変動率、落札率等は予想が困難なため考慮しません。

表2-4 更新等費用の推計方法

種別	既定の長寿命化計画の有無	推計方法
公 共 建 築 物	・近代文学館（R2.2） ・コミュニティ施設（H31.3） ・スポーツ施設（H31.3） ・学校施設（H29.3） ・公営住宅（R4.3）など	・各長寿命化計画で試算した更新等費用を使用 長寿命化計画の対象施設に含まれない建物については、総務省の算定基準で推計（表2-6参照）
道 路	無し	・本町の実績値を適用※1
橋 梁	橋梁長寿命化修繕計画（R3.3）	・橋梁長寿命化修繕計画の試算結果を使用
上 水 道 施 設	第2次美里町水道事業経営戦略（R4.3）	・水道事業経営戦略において実施計画を策定済の期間は実施計画での試算結果を使用※1
公共下水道施設 （地域下水処理施設含む。）	美里町下水道事業経営戦略（R4.3）	・下水道事業経営戦略において実施計画を策定済の期間は実施計画での試算結果を使用※1
農業集落排水施設	美里町下水道事業経営戦略（R4.3）	・下水道事業経営戦略において実施計画を策定済の期間は実施計画での試算結果を使用※1

※1：実施計画の対象期間後は総務省ソフトによる算出結果を使用

総務省ソフトを使用して更新等費用の推計を実施する公共施設等については、総務省ソフトによる耐用年数の考え方にに基づき、下記のとおり耐用年数を設定します。（表2-5）

表2-5 総務省ソフトによる耐用年数の考え方

施設	更新年度	単位
公 共 建 築 物	建築後60年で建替え（建築後30年で大規模改修）※2	延べ床面積（㎡）
上 水 道 管 路	建築後40年で更新※3	延長（m）
公共下水道管渠 （地域下水処理施設含む。）	建築後50年で更新※3	延長（m）
農業集落排水管渠	建築後50年で更新※3	延長（m）

※1：実施計画の期間後は総務省ソフトによる算出結果を使用

※2：一般社団法人日本建築学会に準拠

※3：法定耐用年数

【推計条件】

○公共建築物（表2-6）

- 公共建築物の大分類ごとの単価に延べ床面積を乗じることで、更新等費用を算出します。
- 更新時期は、建築後30年で大規模改修をし、60年で建替えるものとします。

表2-6 公共建築物の更新等単価

更新（建替え）	
施設大分類	費用単価
文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡
大規模改修（上記の更新費用の6割程度※）	
施設大分類	費用単価
住民文化系、社会教育系、行政系等施設	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	20万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	17万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡

※総務省ソフトの計算条件に基づく。

○上水道管路（表2-7）

- 管径ごとの単価に上水道管路の延長を乗じることで、更新等費用を推計します。
- 更新時期は、建設後40年とします。

表2-7 上水道管路の更新単価

導水管/送水管		配水管	
管径	単価	管径	単価
300mm未満	100千円/m	150mm以下	97千円/m
300～500mm	114千円/m	200mm以下	100千円/m
500～1000mm未満	161千円/m	250mm以下	103千円/m
1000～1500mm未満	345千円/m	300mm以下	106千円/m
1500～2000mm未満	742千円/m	350mm以下	111千円/m
2000mm以上	923千円/m	400mm以下	116千円/m
		450mm以下	121千円/m
		550mm以下	128千円/m
		600mm以下	142千円/m
		700mm以下	158千円/m
		800mm以下	178千円/m
		900mm以下	199千円/m
		1000mm以下	224千円/m
		1100mm以下	250千円/m
		1200mm以下	279千円/m
		1350mm以下	628千円/m
		1500mm以下	678千円/m
		1650mm以下	738千円/m
		1800mm以下	810千円/m
		2000mm以下	923千円/m

※総務省ソフトの計算条件に基づく。

○公共下水道（地域下水処理施設含む。）及び農業集落排水管渠（表2-8）

- 管種ごとの単価に公共下水道（地域下水処理施設含む。）及び農業集落排水管渠の延長を乗じることで、更新等費用を推計します。
- 更新時期は、建設後50年とします。

表2-8 公共下水道（地域下水処理施設含む。）及び農業集落排水管渠の更新単価

更新	
管種	単価
コンクリート管	124千円/m
陶管	124千円/m
塩ビ管	124千円/m
更生管	134千円/m

※総務省ソフトの計算条件に基づく。

(2) 公共建築物の将来更新等費用の見通しと課題

- ・ 公共建築物の将来更新等費用を推計した結果、平成28年度から令和37年度までの40年間の累計では約461億円となります。
- ・ 直近5か年の投資的経費の年平均実績値は、約5.3億円/年となります。
- ・ 将来必要な更新等費用は、投資的経費の実績値を大きく上回ることが課題です。

公共建築物については、現在と同じ延べ床面積とし、また、耐用年数として建築後30年の大規模改修と建築後60年の建替えを想定し、平成28年度から令和37年度までの40年間の更新等費用を推計すると、累計では約461億円、年平均では約12.4億円/年となります。（図2-17）

公共建築物における平成28年度から令和2年度までの5年間の投資的経費の年平均実績値は、「既存更新分（既存施設の建替え等の経費）」は約4.6億円/年、「新規整備分」と「用地取得分」を含めると約5.3億円/年となっています。

将来必要な更新等費用は、投資的経費の実績値を大きく上回ることが課題です。今後は、施設の長寿命化、再編等によって、必要な更新等費用を縮減しなければなりません。

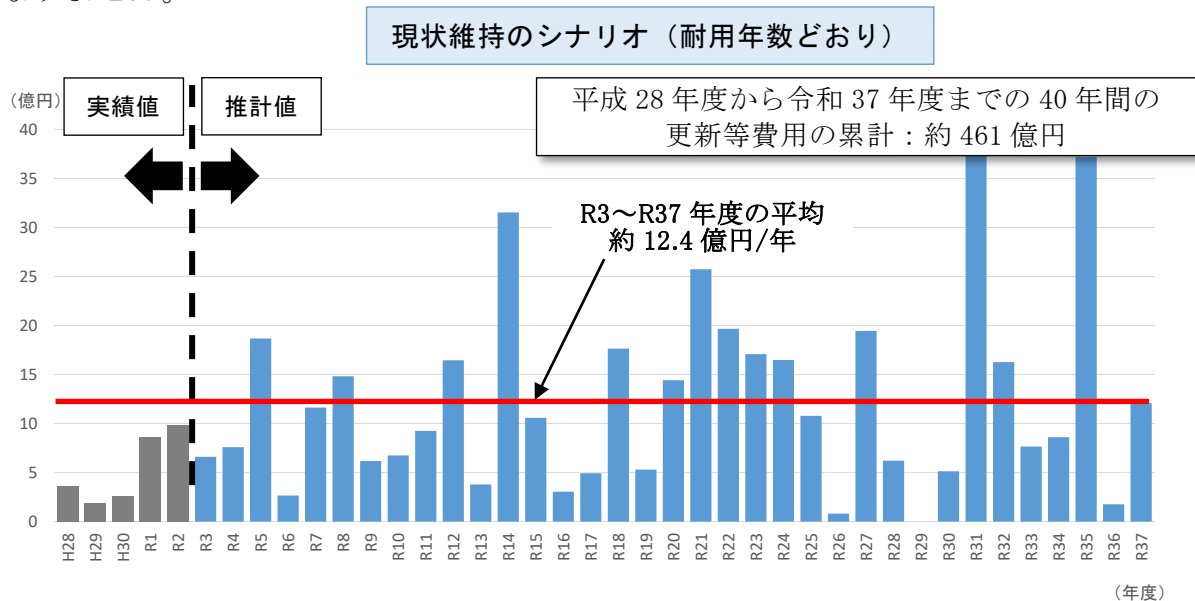


図 2-17 公共建築物の将来更新等費用の推計

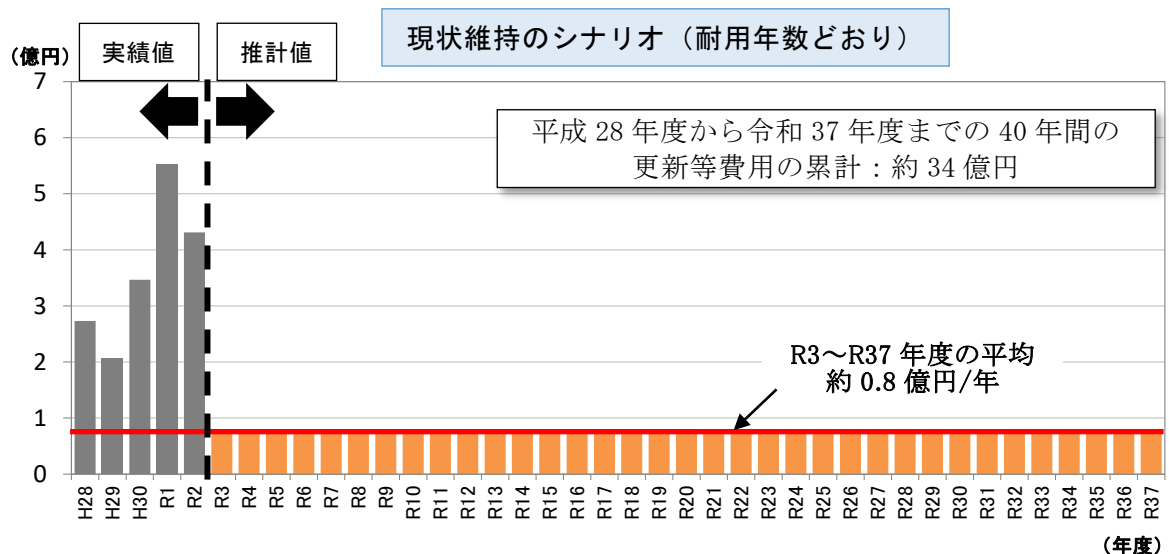
(3) インフラ施設の将来更新等費用の見通しと課題

1) 道路の将来更新等費用の見通しと課題

- ・本町における平成28年度から令和2年度までの5年間の道路に関する更新等費用の実績値を用いて将来の更新等費用を推計した結果、平成28年度から令和37年度までの40年間の累計では約34億円となります。
- ・直近5か年の投資的経費の年平均実績値は、約4.1億円/年となります。

総務省ソフトにおける道路の将来更新等費用の推計では、耐用年数を15年とし、舗装全面を打ち換える条件となっています。しかし、この条件に基づいて更新等費用を推計すると、過大な値となり、これまで本町が道路にかけてきた更新等費用の実態と大きく乖離します。このことから、本町における平成28年度から令和2年度までの5年間の道路に関する更新等費用の実績値を使用し、1年当たりの平均更新等費用である約0.8億円/年を用いて平成28年度から令和37年度までの40年間の更新等費用を推計した結果、累計では約34億円、年平均では約0.8億円/年となります。（図2-18）

道路における直近5か年の投資的経費の年平均実績値は、「既存更新分」は約0.8億円/年となり、「新規整備分」と「用地取得分」を含めると約4.1億円/年になります。



※更新等費用は、本町の実績値(平均値0.8億円/年)を用いて試算

図 2-18 道路の将来更新等費用の推計

2) 橋梁の将来更新等費用の見通しと課題

- ・ 橋梁の将来更新等費用を推計した結果、平成28年度から令和37年度までの40年間の累計では約44億円となります。
- ・ 直近5か年の投資的経費の年平均実績値は、約0.3億円/年となります。

本町では、令和3年3月に「美里町橋梁長寿命化修繕計画」を改訂しており、その中でも事後保全型の維持管理を採用した場合の更新等費用は、平成28年度から令和37年度までの40年間の累計では約44億円、年平均では約1.2億円/年となります。（図2-19）

橋梁における直近5か年の投資的経費の年平均実績値は、「既存更新分」が約0.03億円/年、「新規整備分」と「用地取得分」も含めると約0.3億円/年となります。

今後は、「美里町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に更新等をしていく必要があります。

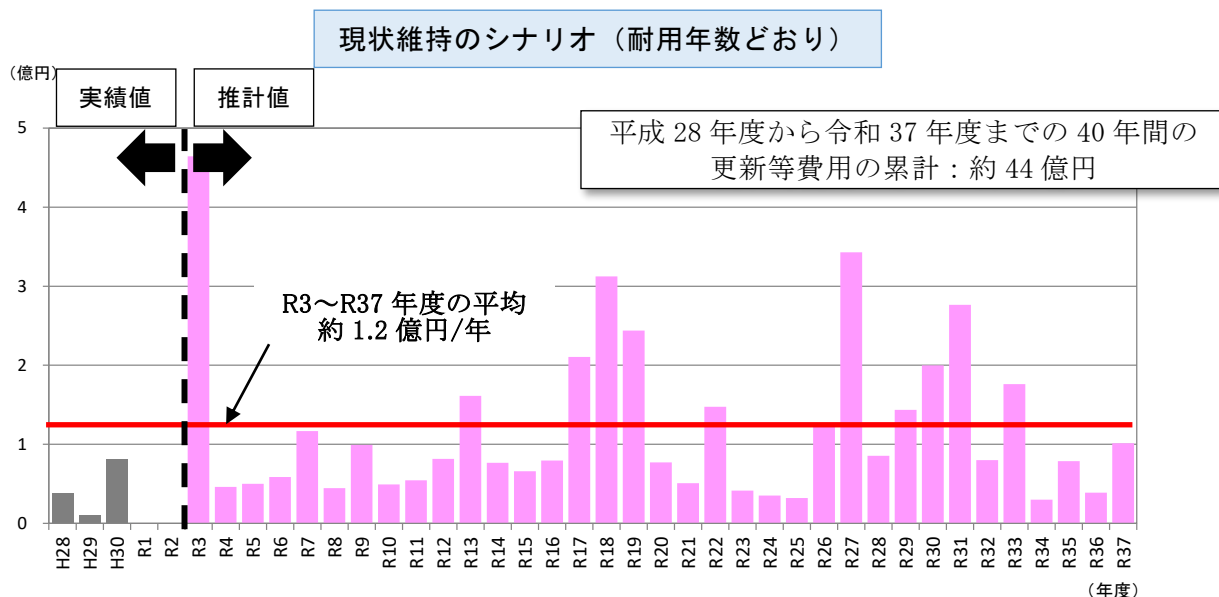


図 2-19 橋梁の将来更新等費用の推計

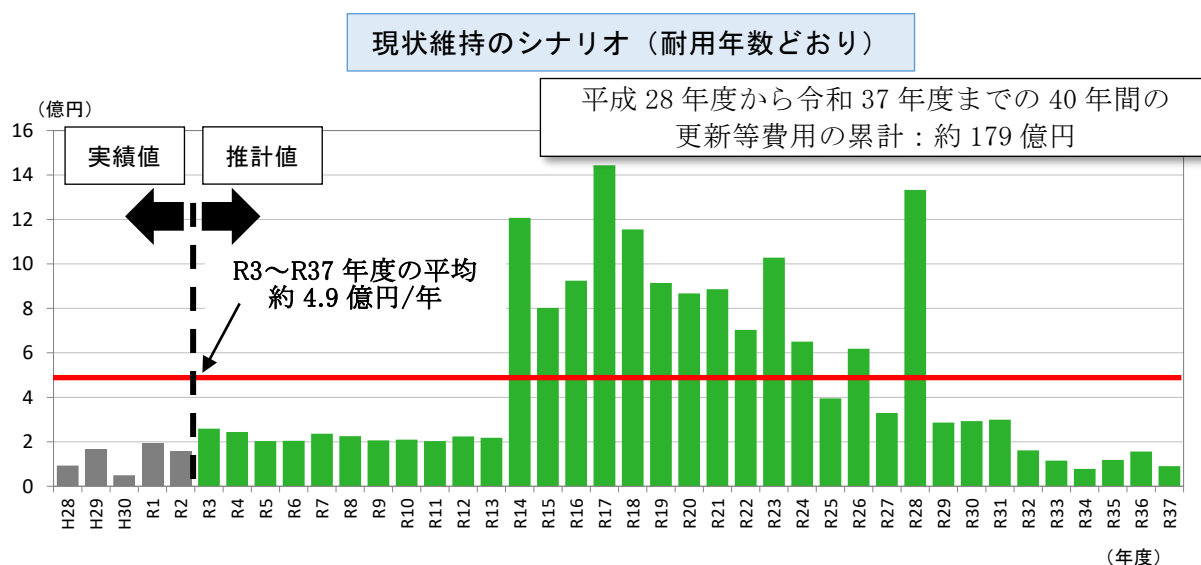
3) 上水道施設の将来更新等費用の見通しと課題

- ・ 上水道施設の将来更新等費用を推計した結果、平成28年度から令和37年度までの40年間の累計では約179億円となります。
- ・ 直近5か年の投資的経費の年平均実績値は、約1.3億円/年となります。
- ・ 将来必要な更新等費用は、投資的経費の実績値を大きく上回ることが課題です。

上水道施設については、耐用年数を40年とし、平成28年度から令和37年度までの40年間の更新等費用を推計すると、累計では約179億円、年平均では約4.9億円/年が必要になります。（図2-20）

上水道施設における直近5か年の投資的経費の年平均実績値は、「既存更新分」が約1.0億円/年、「新規整備分」と「用地取得分」も含めると約1.3億円/年となります。将来必要な更新等費用は、投資的経費の実績値を大きく上回ることが課題です。今後は、更新等工事の分散化や施設の長寿命化等によって、必要な更新等費用を縮減しなければなりません。

今後は令和4年3月に策定した「美里町上水道事業経営戦略」に示す事業計画に基づき、事業経営の健全化・効率化に取り組めます。



※令和3年度から令和13年度は、「美里町上水道事業経営戦略（R4.3）」の事業計画より更新等費用を採用

※令和14年度以降は、総務省ソフトの計算条件に基づいた試算

図 2-20 上水道施設の将来更新等費用の推計

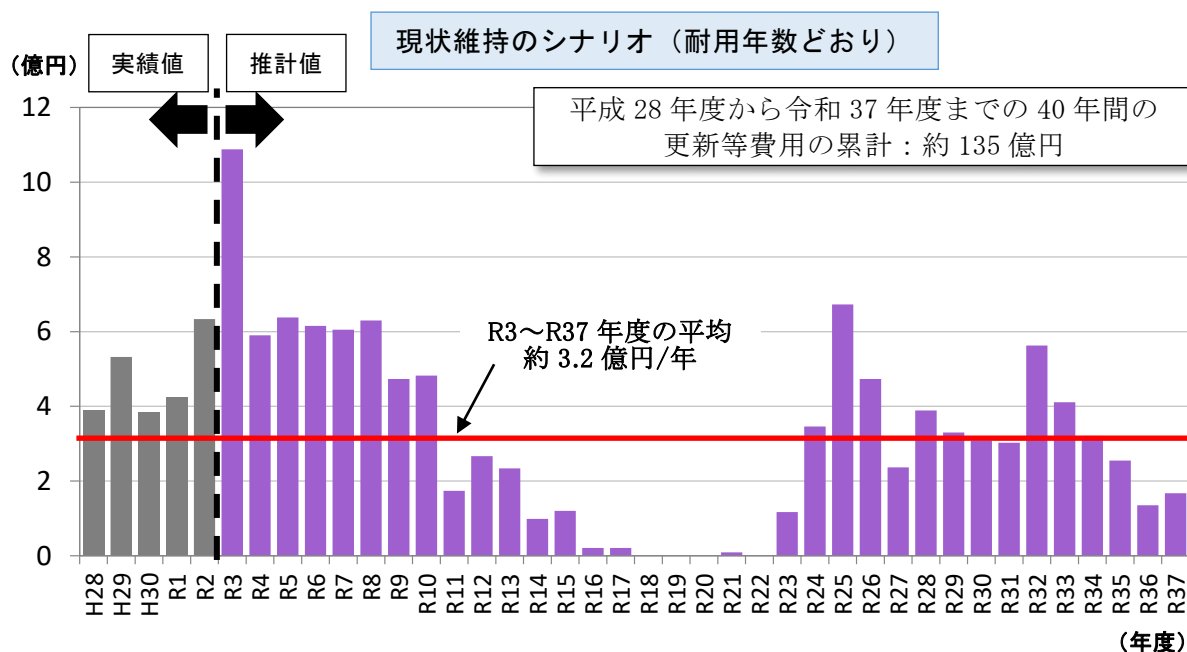
4) 公共下水道(地域下水処理施設含む。)施設の将来更新等費用の見通しと課題

- ・ 公共下水道(地域下水処理施設含む。)施設の将来更新等費用を推計した結果、平成28年度から令和37年度までの40年間の累計では約135億円となります。
- ・ 直近5か年の投資的経費の年平均実績値は、約4.7億円/年となります。

公共下水道(地域下水処理施設含む。)施設については、耐用年数50年とし、平成28年度から令和37年度までの40年間の更新等費用を推計すると、累計では約135億円、年平均では約3.2億円/年が必要になります。(図2-21)

公共下水道(地域下水処理施設含む。)施設における直近5か年の投資的経費の年平均実績値は、「既存更新分」が約0.1億円/年、「新規整備分」と「用地取得分」も含めると約4.7億円/年となります。

今後は令和4年3月に策定した「美里町下水道事業経営戦略」に示す事業計画に基づき、事業経営の健全化・効率化に取り組めます。



※令和3年度から令和13年度は、「美里町下水道事業経営戦略(R4.3)」の事業計画より更新等費用を採用

※令和14年度以降は、総務省ソフトの計算条件に基づいた試算

図 2-21 公共下水道(地域下水処理施設含む。)施設の将来更新等費用の推計

5) 農業集落排水施設の将来更新等費用の見通しと課題

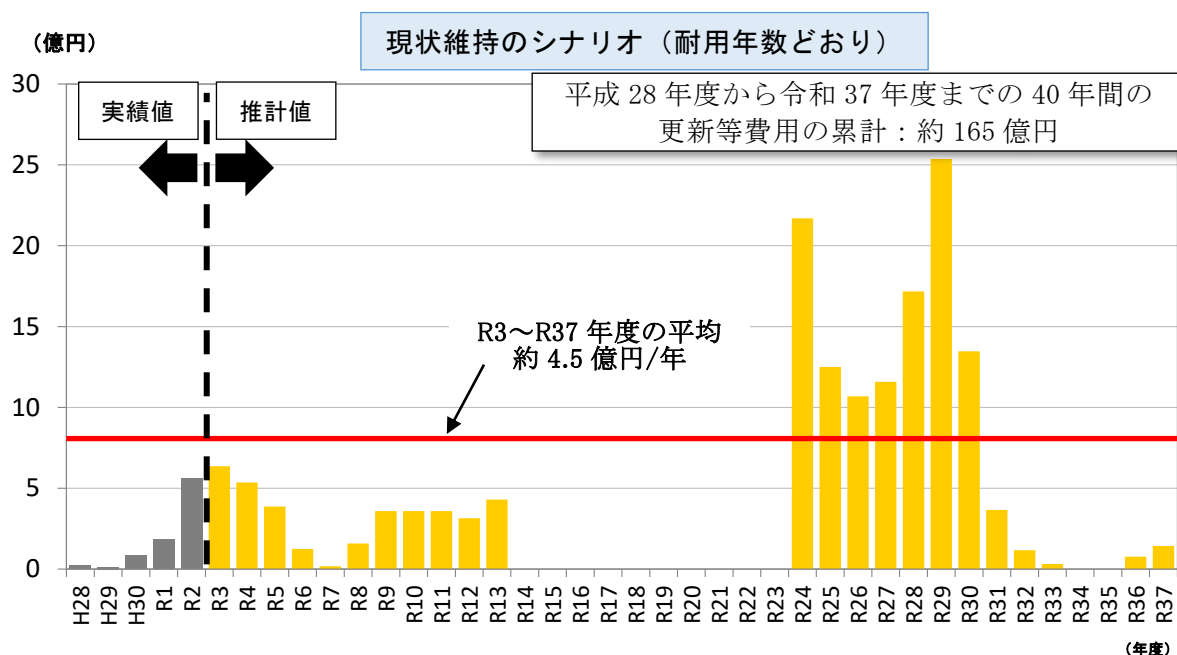
- ・ 農業集落排水施設の将来更新等費用を推計した結果、平成28年から令和37年までの40年間の累計では約165億円となります。
- ・ 直近5か年の投資的経費の年平均実績値は、約1.7億円/年となります。
- ・ 将来必要な更新等費用は、投資的経費の実績値を大きく上回ることが課題です。

農業集落排水施設については、耐用年数50年とし、平成28年度から令和37年度までの40年間の更新等費用を推計すると、累計では約165億円、年平均では約4.5億円/年が必要になります。（図2-22）

農業集落排水施設における直近5か年の投資的経費の年平均実績値は、「既存更新分」が約1.0億円/年、「新規整備分」も含めると約1.7億円/年となります。なお、「用地取得」は直近5か年では実施していません。

将来必要な更新等費用は、公共下水道（地域下水処理施設含む。）施設と同様に、投資的経費の実績値を大きく上回ることが課題です。

今後は令和4年3月に策定した「美里町下水道事業経営戦略」に示す事業計画に基づき、事業経営の健全化・効率化に取り組めます。



※令和3年度から令和13年度は、「美里町下水道事業経営戦略（R4.3）」の事業計画より更新等費用を採用

※令和14年度以降は、総務省ソフトの計算条件に基づいた試算

図 2-22 農業集落排水施設の将来更新等費用の推計

(4) 全ての公共施設等の将来更新等費用の見通しと課題

- ・ 全ての公共施設等の将来更新等費用を推計した結果、平成28年度から令和37年度までの40年間の累計では約1,031億円となります。
- ・ 更新等費用の年平均値は約27.0億円/年となり、新規整備・用地取得を含めた投資的経費の実績値(約17.4億円/年)のおよそ1.6倍になる見通しです。

全ての公共施設等の更新等費用を合計した結果を示します。

表 2-4 に示す更新等費用の推計方法に基づいて公共施設等を更新等した場合、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間の更新等費用を推計すると、累計では約 1,031 億円、年平均では約 27.0 億円/年となります。(図 2-23)

公共施設等における直近 5 か年の投資的経費の年平均実績値は、「既存更新分」が約 7.6 億円/年、「新規整備分」と「用地取得分」を含めると約 17.4 億円/年となります。(11 ページ、図 2-8、図 2-9)

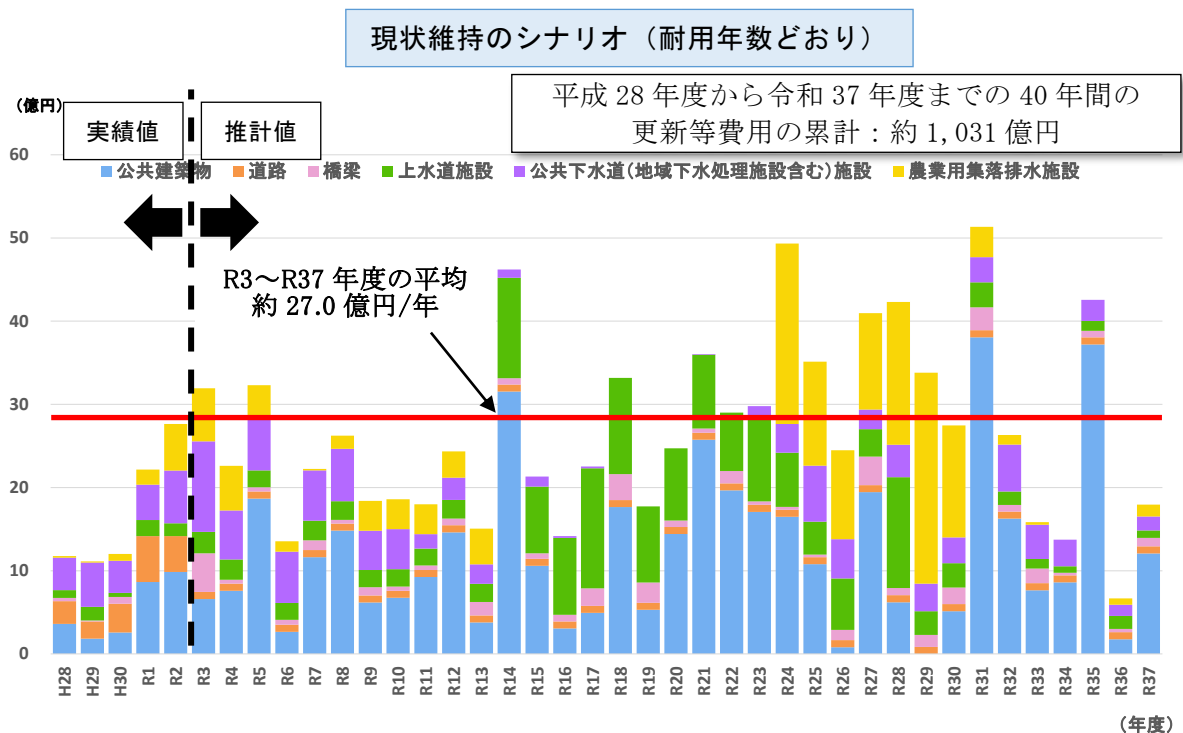


図 2-23 公共施設等の将来更新等費用の推計

このことから、全ての公共施設等を耐用年数どおりに更新すると、平均で27.0億円/年もの更新等費用が必要となり、これは「新規整備」と「用地取得」を含めた投資的経費の実績値（17.4億円/年）のおよそ1.6倍に達する見通しです。

このような結果から、本町における公共施設等の更新等には以下のことが課題といえます。

○公共施設等を管理していく上での課題

①投資的経費を大きく上回る更新等のピークが間もなく到来

高度経済成長期に建設された多くの公共施設等の更新時期が集中することから、更新等の投資的経費（17.4億円）を大きく上回ります。この更新ピークを無くすことが課題となります。

②「事後保全型の維持管理」では投資的経費を上回る更新等費用が必要

これまでの「対症療法的な維持管理（以下、事後保全型という。）では更新等に多くの費用が発生するため、公共施設等を安全に保ちながら長期に渡って更新等費用を縮減する必要があります。

③公共建築物（ハコモノ）の更新等費用が多い

公共建築物の更新等費用はインフラ資産を含めた全体のおよそ半分を占めており、長寿命化、再編等によって、必要な更新等費用を縮減する必要があります。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針

1 公共施設等の更新等費用に係る課題と基本方針

『第2次美里町総合計画・美里町総合戦略』における、“心豊かな人材を育む環境”、“地域産業の発展を推進し、にぎわいをつくる”、“だれもが生き生きと暮らせるまちづくり”を実現する必要があります。このためには、質の高い行政サービス、教育環境を提供するための公共建築物の更新等と、町民が安全・安心に暮らすことができるインフラ施設の新規整備と更新等が必要です。

特に本町の“将来目標人口”や“地域産業の発展”等を実現するには、今後10年を目安にいかに必要な施策に投資をすることが重要であり、このために公共施設等の更新等費用を抑えることが重点課題となっています。

以上を踏まえて第2章で整理した公共施設等を管理していく上での課題をもとに、基本方針を以下のとおり設定します。

【公共施設等を管理していく上での課題】

- ①投資的経費を大きく上回る更新等のピークが間もなく到来
- ②「事後保全型の維持管理」では投資的経費を上回る更新等費用が必要
- ③公共建築物（ハコモノ）の更新等費用が多い



【課題解決に向けた3つの基本方針】

基本方針

①平準化【ならす】

将来の更新等費用が一時的に集中することに対し、修繕・更新工事を計画的に分散する平準化によって、修繕・更新のピークをならします。

②長寿命化【のばす】

計画的な点検・診断及び修繕による「予防保全型の維持管理」によって、公共施設等の長寿命化を図り、建替えコスト等の更新等費用を縮減します。

③質と量の最適化【へらす】

更新等費用のおよそ半分を占める公共建築物については、今後40年かけて延べ床面積の2割以上の削減によって、更新等費用を削減します。

①更新等工事の分散・分割による更新等の平準化【ならず】

高度経済成長期に建設された多くの公共施設等は、間もなく更新等の時期を迎え、更新等費用が投資的経費を大きく上回ることが予測されます。この更新等費用のピークをカットして財政負担を軽減させるためには、更新等工事を一度に行うのではなく、工事実施時期を計画的に分散する『平準化』によって更新等費用のピークをならします。

このためには、更新等が必要となる公共施設等の重要度や優先度を検討し、更新等工事を実施する時期の平準化を行います。なお、更新等費用が多額になる年度については、複数年に分割して工事を行うことで財政負担の圧迫を緩和します。

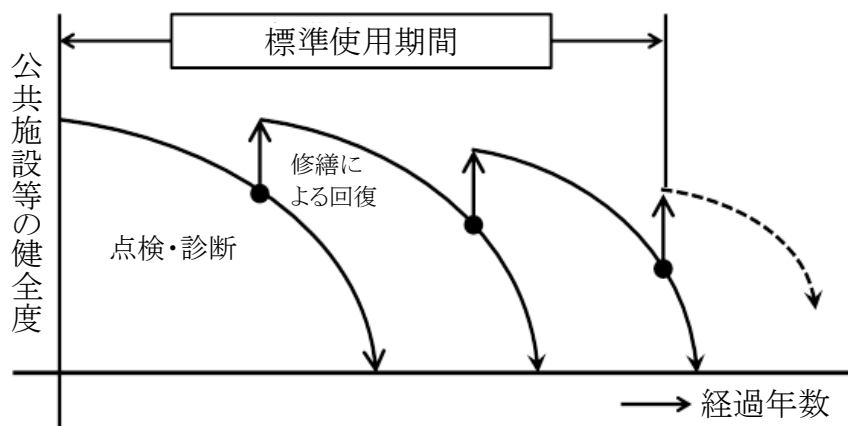
②予防保全型維持管理・長寿命化による更新等費用の縮減【のばす】

公共施設等を安全かつ長期的・経済的に使用できるようにするために、計画的な点検・診断・修繕を行う『予防保全型維持管理による長寿命化』を推進します。長寿命化計画を策定した公共施設等は、各計画に示す方針に基づいて維持管理を行い、最適なメンテナンスサイクルの構築に努めます。長寿命化計画を未策定の公共建築物については、以下の考え方により長寿命化した場合の更新等費用を試算します。

■公共建築物の長寿命化

日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」では、75年程度を目標耐用年数に設定することが示されていることから、耐用年数を60年から70年に長寿命化した場合について推計します。70年の更新単価は、60年の場合と比較して10%増加させるものとします。

公共建築物における、これまでの事後保全型の維持管理は、30年目に大規模修繕を行い、60年目で更新する考え方です。これを予防保全型の維持管理とするため、本計画では、15年目に小規模改修、30年目に中規模改修、55年目に小規模改修をする小まめなメンテナンスによって、長寿命化を図ることとします。また改修費については、大規模改修費を1：2：1の割合で分割し推計します。この考えは、公共建築物の部位は、一般に15年～30年程度で更新されている実態等を踏まえ設定しました。（図3-1）



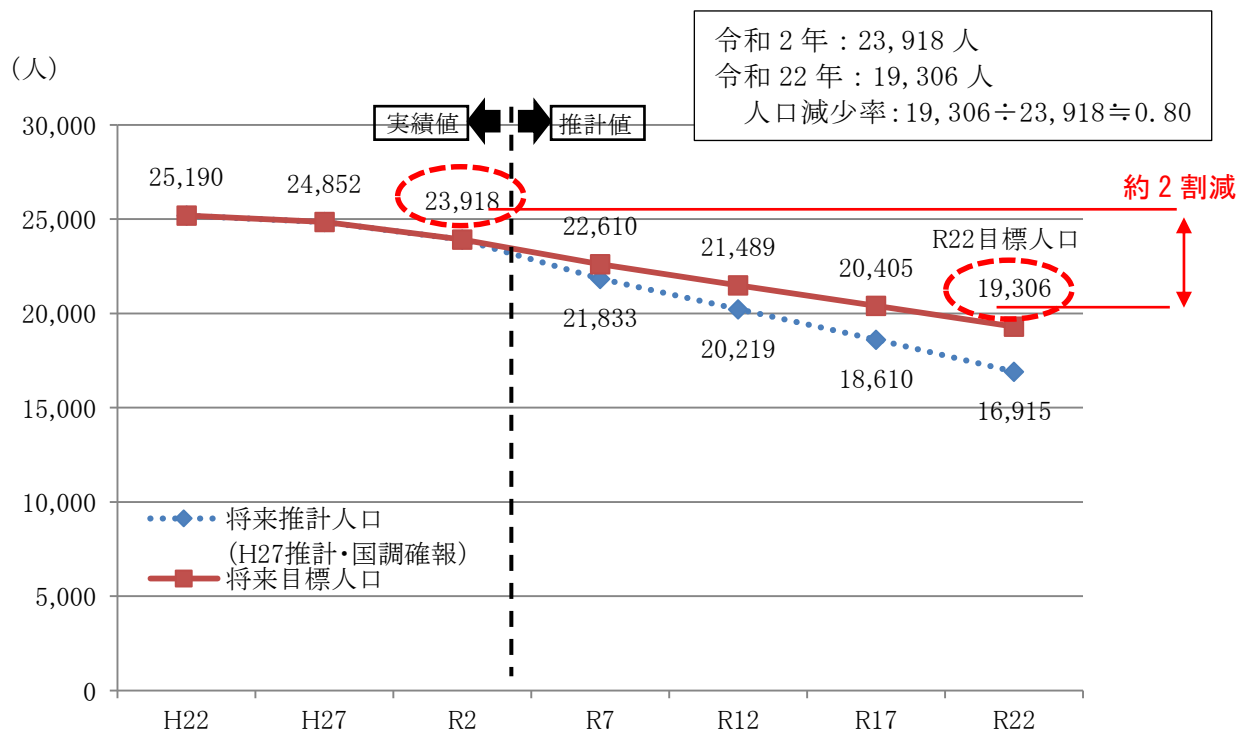
※健全度：屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備における劣化状況をもとに判定した指標

図3-1 公共建築物の小・中規模改修による長寿命化（イメージ）

③公共建築物の質と量の最適化による更新等費用の削減【へらす】

旧小牛田町と旧南郷町との合併も影響し、多くの公共建築物を保有する本町では、将来の更新等費用を抑えるために、『**公共建築物の削減**』が不可欠です。

図3-2に示すとおり、令和22年は令和2年と比較して、約2割人口減少することが見込まれています。そのため、町民ニーズを把握し、利用度の低い施設については、縮小や統合など再配置及び除却等の検討によって、平成27年度の総合管理計画と同様に「**令和37年までに延べ床面積を2割以上削減**」することに努めます。また、施設廃止に伴う跡地の売却・払下げ等による財源確保についても、積極的な推進に努めます。



資料：「第2次美里町総合計画・美里町総合戦略」より

図3-2 目標人口率の推移（再掲）

2 将来の更新等費用の試算

以下の考え方に基づいて更新等費用の試算を行い、縮減効果を把握することで、

1. 公共施設等の更新等費用に係る課題と基本方針で設定した基本方針の妥当性を検証しました。なお、更新等費用の試算を行うにあたっては、長寿命化及び延べ床面積を削減しただけでは、単年度に更新等工事が集中してしまうため、優先順位を定めて工事を実施するものとします。

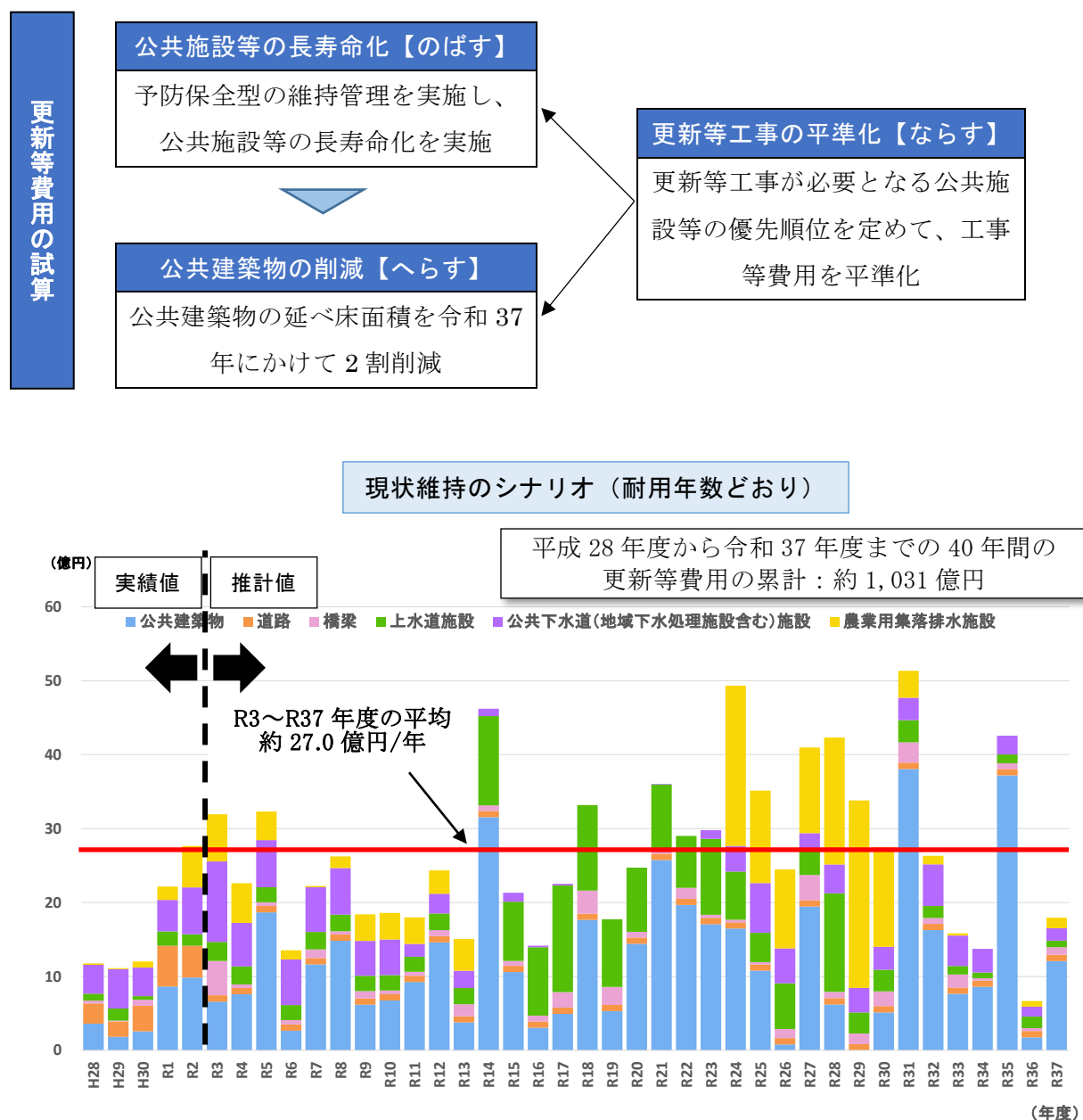


図 3-3 現状の公共施設等の更新等費用の推計（再掲）

(1) 公共施設等を長寿命化した場合の更新等費用の試算

- ・公共施設等を長寿命化した場合の更新等費用を推計した結果、平成28年から令和37年までの40年間の累計では約677億円となります。
- ・令和3年度から令和37年度までの平均では約16.9億円/年となります。
- ・公共施設等を長寿命化した場合では、投資的経費の実績値を上回る更新等費用となっており、さらなる対策が必要です。

予防保全型の維持管理により公共施設等を長寿命化した場合の費用を算出します。なお、すでに長寿命化計画により費用算出が行われている公共施設等については、各長寿命化計画における試算結果を計上するものとします。また、現時点で再編・除却等の実施が確定している公共建築物は、それらの取組を踏まえて費用算出を行うものとします。

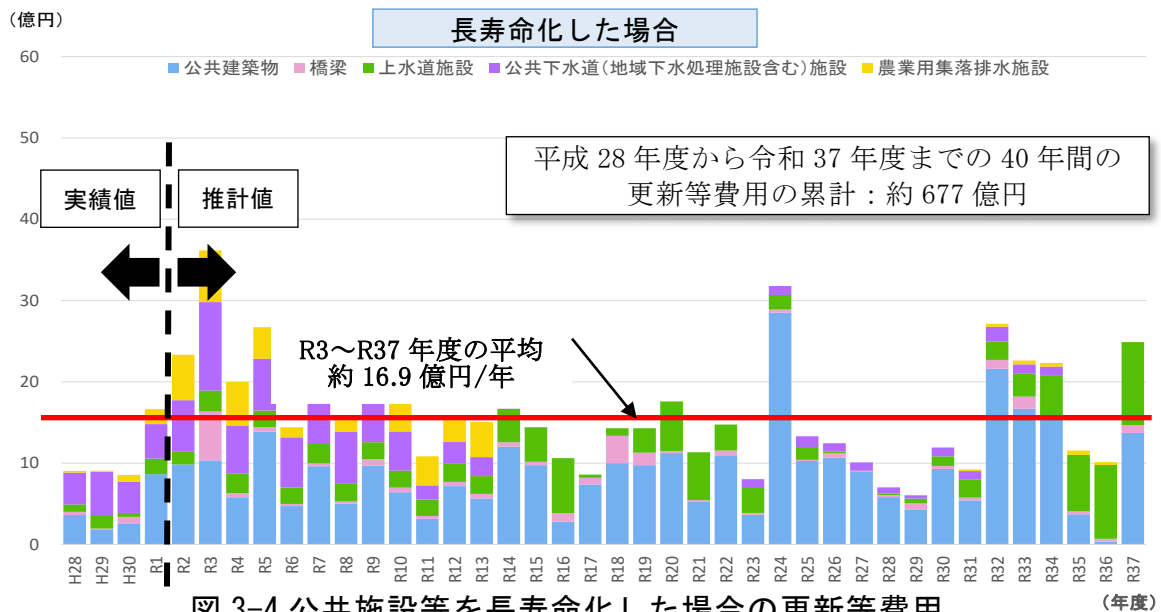


図 3-4 公共施設等を長寿命化した場合の更新等費用

※公共建築物について、長寿命化計画を策定済みの施設は、長寿命化計画における予防保全型管理による費用を計上

※橋梁は、「美里町橋梁長寿命化計画」における予防保全型管理による費用を計上

※上水道施設、公共下水道施設、農業集落排水施設は、各経営戦略において整理した事業計画に基づいて、令和3年度から令和13年度の費用を計上、その後の期間は総務省ソフトによる長寿命化した場合の費用を計上

※新中学校の建設費及び今後の更新等費用を見込んでおり、小牛田保育所分園、小牛田中学校、不動堂中学校は除却するため、更新等費用は見込まない。

公共施設等を長寿命化した場合の更新等費用を計上した結果、平成28年度から令和37年度までの40年間の累計では約677億円、年平均では約16.9億円/年となります。(図3-4)

長寿命化による予防保全型の維持管理を実施できた場合には、直近5か年の投資的経費(約17.4億円)に収まる推計結果となりますが、今後の財政状況の圧迫等を踏まえて、長寿命化による更新等費用の縮減とあわせて、統廃合等による公共施設等の保有量の適正化等の更なる取組を推進する必要があります。

(2) 公共建築物の削減

- ・ 公共施設等の長寿命化に加え、公共建築物の延べ床面積を2割削減し、更新等費用の削減を図ります。
- ・ 公共施設等の更新等費用を推計した結果、平成28年度から令和37年度までの40年間の累計では約613億円となり、直近5か年の投資的経費以内に抑えることが可能になります。

公共施設等の長寿命化に加え、公共建築物の延べ床面積を2割削減し更新等費用を削減した推計をします。

本町は、合併の影響もあり、人口一人当たりの延べ床面積は同規模自治体と比較して、高い水準となっています。このため、「第2次美里町総合計画・美里町総合戦略」に示されている令和22年度の目標人口の減少率を考慮し、公共建築物の延べ床面積を2割削減した場合を推計します。

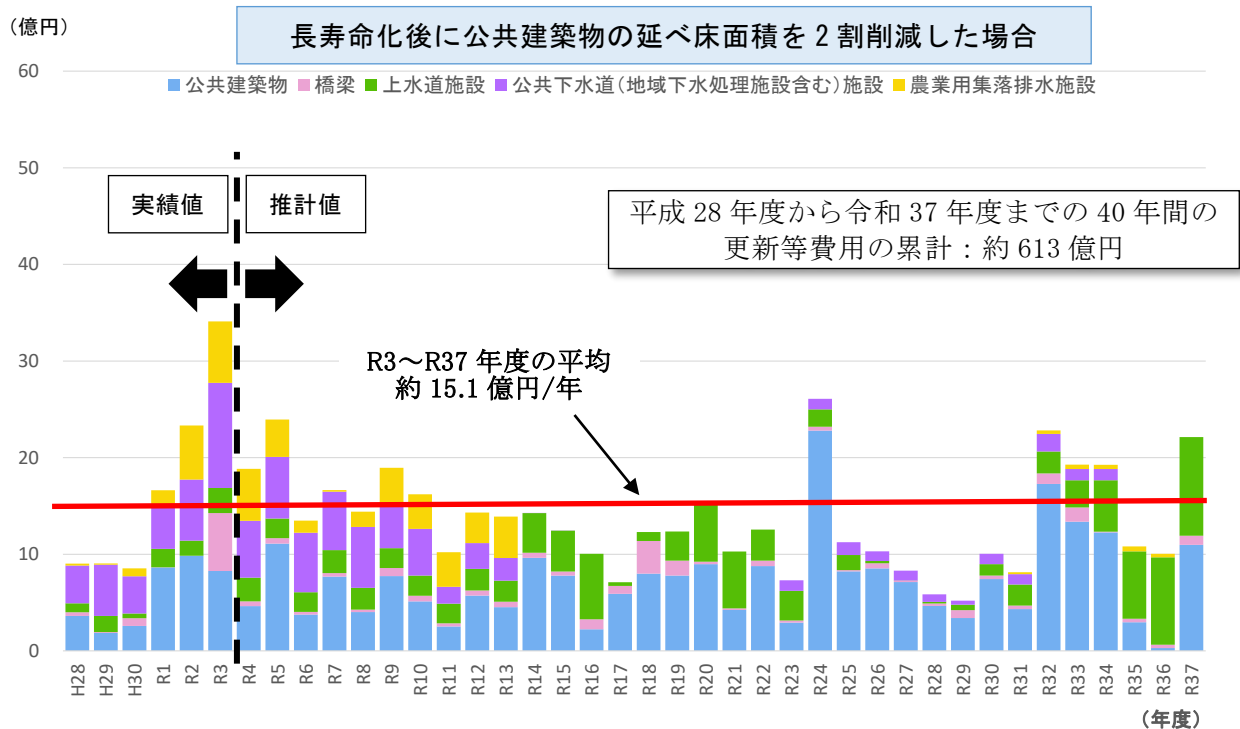


図 3-5 公共建築物の削減を行った公共施設等の更新等費用の推計

公共施設等の長寿命化に加え、公共建築物の延べ床面積を2割削減した場合の更新等費用を推計した結果、平成28年度から令和37年度までの40年の累計では約613億円となり、年平均では約15.1億円/年となります。直近5か年の投資的経費（約17.4億円）を下回る結果となりましたが、単年度あたりの更新等費用では上回る場合があるため、更新等工事の実施を優先度に応じて前倒し、先送りすることで平準化していくことが必要となります。（図3-5）

3 基本方針を実現するための実施方針

2 将来の更新等費用の試算では、公共施設等を長寿命化して、公共建築物の延べ床面積を2割削減した場合に投資的経費内に収めることが可能となることを把握しました。ここでは、実施方針としてそれぞれの基本方針を実現するための考え方を示します。

①更新等工事の分散・分割による更新等費用の平準化【ならず】

各施設の長寿命化計画等に基づいた将来の**更新等費用を一元化**し、町全体としての更新等費用を把握します。その結果、投資的経費を上回ることが予測された場合は、各課調整の上、優先順位等を踏まえて更新等工事の実施時期を前倒し、先送りするなどさらなる工事分割等に努めます。

②予防保全型維持管理・長寿命化による更新等費用の縮減【のばす】

公共施設等について長寿命化計画等を策定するとともに、計画的な点検・診断及び修繕を行う予防保全型の維持管理とメンテナンスサイクルを構築することで長寿命化に努めます。

③公共建築物の質と量の最適化による更新等費用の削減【へらす】

公的不動産(PRE[※])を有効に活用するため、町民ニーズを的確に把握し、利用度の低い施設等については統合・廃止を含めた再配置、除却等を検討することで、公共建築物の削減に努めます。

公共建築物とインフラ資産を総合的に把握し、必要に応じ公共施設等の諸元や修繕履歴情報等を一元化した統合データベースの構築等も検討します。

[語句説明]

PRE: PRE(Public Real Estate)とは、町などの自治体が所有する公的不動産

PFI(Private Finance Initiative)とは、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う方式

4 公共施設等の適正管理に関する実施方針

公共施設等の総量と将来の人口・財源の見通しを踏まえると、これまでの公共施設等を長期的かつ経済的に管理することが必要であるとともに、将来にわたり安全・安心な施設サービスを提供し、次世代に引き継いでいくことが絶対的な条件となります。

このためには、各施設において、建設から廃止までのライフサイクルコスト※を視野に入れ、点検・診断等の強化によって劣化状況や危険箇所等の状態及び各年度に必要となる費用を整理した実施計画を策定し、モニタリングします。さらに、それらを集約して町全体で必要となる費用を整理するとともに、施設の優先度を考慮して安全・安心を第一に更新等工事を計画的に推進します。

①点検・診断等の実施方針

公共施設等は、数多くの部材や設備機器など様々な材料で構成され、それぞれ目的と機能を持っています。それらの部材や設備等は、経年劣化に伴い機能が低下していきます。このため、施設の早期劣化や著しい機能低下の見落としを防ぎ、施設利用者が安全・安心して利用できる状態を切れ目なく保つために、日常的な点検業務や定期的な点検・診断等を継続します。

また、点検・診断等の結果や修繕・更新履歴等の情報を記録し、継続的に蓄積することで、将来の計画的な維持管理の実現に努めます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断等の情報を活用・分析することで、不要不急な工事を避け、公共施設等の計画的な維持管理・修繕・更新等の推進に努めます。

また、公共施設等に求められる機能や役割等を踏まえ、施設等に不具合が生じてから多くの費用を投じて対策する事後保全型の維持管理から、公共施設等の長寿命化と計画的かつ少ない費用の保全対策による予防保全型の維持管理を推進します。

ただし、機能や役割等が低い施設等で安全性等に影響しないものについては、「事後保全」も適切に使い分け更新等費用の縮減に努めます。

[語句説明]

ライフサイクルコスト：構造物の計画、設計に始まり、施工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用

③安全確保の実施方針

高齢者を含む町民が安全に利用できる公共施設等を目指し、点検・診断等の結果から危険部位を発見するとともに、優先順位等を踏まえ、施設等の安全対策に努めます。

点検により健全度が低いと判断された公共施設等や、経年劣化等により今後とも利用が見込まれない公共施設等については、安全確保の観点から撤去・解体も一つの選択肢に加えた安全対策に努めます。また周辺自治体との連携も図りながら、公共施設等を安全な状態の保持に努めます。

④耐震化の実施方針

公共施設等の中には、災害時に防災拠点や避難所としての機能が求められるものもあります。このため、地域防災計画等に基づき、公共施設等の重要度や利用状況等を踏まえ、危険なものについては撤去・解体も選択肢の一つに加え、非構造部材等を含めた耐震診断や耐震対策等の計画的な推進に努めます。

⑤長寿命化の実施方針

すでに長寿命化計画等を策定している公共施設等については、点検・診断結果等の活用によって、計画に沿って優先順位と実施時期を検討の上、新技術・新工法等の活用も見据えながら長寿命化と更新等の推進に努めます。また策定した長寿命化計画等は、定期的に見直しを行うことで施設管理のPDCA※メンテナンスサイクルの構築に努めます。

一方、長寿命化計画等が未策定の公共施設等においては、施設の役割や劣化状況等の特性を踏まえ、安全性を確保した上で更新等費用の抑制につながるように、状態監視型又は時間計画型等の予防保全の概念を取り入れた長寿命化計画等の策定に努めます。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設の長寿命化の推進とあわせて、本格的な高齢社会の到来に備えて、誰もが安全に安心して活動し、社会参加できる生活空間の形成がますます重要となってきました。

本町においても、平成 18 年 12 月 20 日に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、宮城県による「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、新たに整備する公共建築物については、移動等円滑化に関する基準に適合を図り、既存の施設についても、同基準に適合させるように努めています。

[語句説明]

PDCA：PDCA(Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Act(改善)) 事業活動における生産管理や品質管理などの業務を円滑に進める手法の一つ

また、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進する「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が定められ、障害のある人、高齢者、家族連れや重い荷物をもった人など、全ての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境づくりが必要であるとの視点から、各地の観光地や交通機関において、同ガイドラインの考え方に沿ったより高い水準のユニバーサルデザインのまちづくりも求められています。

これらの背景を踏まえて、本町の公共施設等のあらゆる施設利用者が、移動しやすく利用しやすい施設づくりに向けて取組を進めます。特に、様々な障がいがある人や高齢者、乳幼児連れ・妊産婦の方々が、安心して利用できる安全で利用しやすい施設の整備を目指します。

⑦統合や廃止の実施方針

本町が保有する公共施設等については、将来の更新等費用等の削減を図る観点から、施設需要の変化に応じて、質と量の最適化に努めます。

このため、類似施設の有無、施設の利用状況及び劣化状況、将来の人口動向等を踏まえ、必要性が認められない施設等は、集約化や複合化、転用及び除却等といった検討を行います。この検討に際しては、町民や議会への十分な情報提供と調整を図りつつ、合併前の旧町等の地理的要因、周辺自治体との相互利用、民間施設の利用等、多角的な視点から統合や廃止に向けた方針を決定し、町民の負荷とならないような適正な公共施設等の配置等の検討に努めます。

⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の適切な管理を進め、持続的に安全・安心な施設サービスを提供するには、各所管が管理する公共施設等に関する様々な情報を一元的に集約・管理に努めます。また、公共施設等の日々の点検業務等に対する職員一人ひとりの意識の向上と、横断的な庁内連絡会など各所管の連携・情報共有及び周辺自治体との連携等によって、全庁的に総合的かつ計画的な管理に取り組めます。

5 施設類型ごとの適正管理に関する実施方針

本章の基本的な考え方や、本町の公共施設等の管理に係る既定計画の課題を踏まえ、施設類型ごとの適正管理に関する実施方針を6つの項目に分けて整理します。

個別施設において、既に長寿命化計画等の策定が進んでいる施設については、長寿命化計画等の方針を基本とし、未策定の施設については、本計画の方針を踏まえた検討を進め、安全・安心の確保や更新等費用の縮減と平準化の実現に向けた実施方針を示します。

【施設類型ごとの適正管理に関する6つの実施方針項目】

① 点検・診断等の実施方針

日常の巡視・定期点検・臨時点検の方針、点検データの蓄積と老朽化対策への活用等

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

予防保全の考え方を取り入れる、トータルコスト縮減・平準化をめざす、必要な施設のみ更新する等

③ 安全確保の実施方針

事故・倒壊・供用停止等高度の危険性が認められた施設や老朽化等で供用廃止され、今後利用見込みがない施設等への対処等

④ 耐震化の実施方針

平常時の安全だけでなく、災害時の防災拠点・避難施設の機能確保等

⑤ 長寿命化の実施方針

予防的修繕、塗装や部品の取替え、耐久性の向上等

⑥ 統合や廃止の実施方針

供用廃止する場合の考え方、他施設との統合、他用途・民間施設との合築等

(1) 建築系公共施設（公営住宅）

①点検・診断等の実施方針

■点検の実施方針と記録

建築基準法第 12 条の定期点検の対象となる公営住宅については、専門の技術者の調査又は点検を実施します。また、定期点検の対象外である公営住宅については、年に一度程度、外観からの目視により容易に確認することが可能な部位等についての日常点検を実施します。

点検を実施した結果をデータベースに記録し、維持管理・修繕・更新等の適切な実施や次回の点検に役立てます。

【「美里町公営住宅等長寿命化計画 R4.3」】

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

■予防保全的な維持管理

長期的活用を図る公営住宅については、耐久性の向上や、躯体への影響の低減、維持管理の容易性向上の観点から予防保全的な改善を行います。

【「美里町公営住宅等長寿命化計画 R4.3」】

③安全確保の実施方針

■安全性確保型の改善事業の実施

壁材の不燃化、外壁の落下防止、屋外通路照明器具の照度の確保などにより、地震や火災、防犯上の安全性を高めるなどの改善を行います。

【「美里町公営住宅等長寿命化計画 R4.3」】

④耐震化の実施方針

■利用状況等を踏まえた耐震改修等の実施

昭和 56 年の建築基準法施行令(新耐震基準)に基づき設計・施工された住棟については、耐震性を有するものとします。また、新耐震基準以前の住棟で、既に耐震診断を行い耐震性が確認されたもの等についても、耐震性を有するものとします。

耐震性が確認されていない施設は、優先的な用途廃止や建替えを行う団地であるため、時期を見計らい各種事業を実施する。

⑤長寿命化の実施方針

■予防保全的な維持管理

従来の事後保全型の維持管理から、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上を図る改善を実施することによって、公営住宅の長寿命化を図ります。

■ライフサイクルコストの縮減

屋根・外壁の修繕や更新、給湯器の更新などにより耐久性向上を図り、予防保全的な維持管理の実践によって、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

■修繕や改善の効率的な実施

修繕標準周期に先立って定期点検を充実し、建物の老朽化や劣化による事故、居住性の低下を未然に防ぐとともに、修繕や改善の効率的な実施につなげます。

【「美里町公営住宅等長寿命化計画 R4.3」】

⑥統合や廃止の実施方針

■建替え・用途廃止の推進

利用状況、築年数、形式及び劣化状況等に応じて、用途廃止・建替え・他の事業主体との連携による合築や除却等を検討します。

建替え事業の実施に際しては、民間事業者が運営する賃貸住宅の整備状況、地区の特性を考慮し、子育て、高齢者に配慮した公営住宅、特定公共賃貸住宅、特定優良賃貸住宅の整備を検討する。

(2) 建築系公共施設（小中学校）

①点検・診断等の実施方針
■日常的な点検業務の実施 法で定められた定期点検を引き続き実施するとともに、児童生徒や教員らによる清掃活動や点検業務を日常的に行い、不具合の発生と予防保全に努めます。 ■点検結果等のデータ蓄積 施設本体や設備等の定期点検結果等はデータとして蓄積し、各施設の劣化状況の把握に活用します。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針
■コスト縮減に配慮した計画的な施設保全の実施 鉄筋コンクリート及び鉄骨の老朽化に伴う劣化が認められた場合には、劣化の進行を抑制するための補修を検討し予防保全に努めます。また躯体等の補修工事を行う際には、それ以外の部材や設備等についても同時工事を検討し、工事コストの縮減に努めます。 ■長寿命化に資する維持管理の実施 屋上の防水性は躯体本体の寿命に大きく影響するため、改修にあたっては、基本的には全面的な実施を検討し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。 ■事後保全と予防保全の併用 施設や設備等の重要度や緊急度に応じ、事後保全と予防保全を適切に使い分けながら、ライフサイクルコスト縮減に努めます。
③安全確保の実施方針
■安全・安心な施設管理の実施 児童生徒や教員等が安全に施設を利用できるようにするため、点検・診断結果等に基づき危険性が認められたものについては、利用状況や重要度等を踏まえ解体・撤去等を含め検討し、施設の安全管理に努めます。

④耐震化の実施方針

■重要度・優先度に応じた耐震改修整備

災害時には地域住民の避難所になることも想定し、今後の少子化や人口分布を踏まえながら、解体・撤去等も選択肢に加え、備蓄倉庫や自家発電装置の設置を行うなど必要な耐震対策に努めます。

■非構造部等の耐震化

非構造部の落下、什器等の転倒・移動により児童生徒に被害を与える可能性があるため、撤去・解体も含めた耐震対策に努めます。

⑤長寿命化の実施方針

■中長期保全計画（修繕・改築等）の検討

継続的な点検業務や維持管理データの蓄積に加え、施設等の長寿命化に資する修繕や改築等を検討し、学校施設の長寿命化に努めます。

■予防保全の推進

日常的な点検業務等を通じて、施設等の予防保全を行いながら、長期使用に努めます。

■付加価値を加え長寿命化とコスト縮減に配慮した改築等

学校施設の老朽化改築等を行う際は、環境に配慮したエコスクール^{*}化など付加価値を加えた改築検討、高耐久材料等による長寿命化検討及び少子化を踏まえた減床、障がいのある児童・生徒が円滑に移動できるようなバリアフリー化等についても検討しライフサイクルコストの縮減に努めます。

⑥統合や廃止の実施方針

■学校の適正配置の検討

学校の適正規模や、通学距離、通学の安全性、地域の特性、学校と地域との関係を踏まえながら、生徒・児童の立場に立って今後の学校再編を計画します。

[語句説明]

エコスクール：環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設

(3) 建築系公共施設（その他の公共建築物）

①点検・診断等の実施方針

■日常的な点検業務の実施

法で定められた定期点検を引き続き実施するとともに、職員等による清掃活動や点検業務を日常的に行い、不具合発生の予防と施設の保全に努めます。

■点検結果等のデータ蓄積

施設本体や設備等の定期点検結果等はデータとして蓄積し、各施設の劣化状況の把握に活用します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

■計画的な施設保全の実施

全庁的な視点のもと不要不急な工事は避け、ライフサイクルコストの縮減に資するように、計画的な施設保全に努めます。

■事後保全と予防保全の併用

施設や設備等の重要度や緊急度に応じ、事後保全と予防保全を適切に使い分けながら、ライフサイクルコスト縮減に努めます。

③安全確保の実施方針

■安全・安心な施設管理の実施

利用者が安全に施設を利用できるため、点検・診断結果等に基づき危険性が認められたものについては、利用状況や重要度等を踏まえ解体・撤去等を含め検討し施設の安全管理に努めます。

④耐震化の実施方針

■重要度・優先度に応じた耐震改修整備

災害時には地域住民の避難所になることも想定し、今後の人口減少や人口分布を踏まえながら、解体・撤去等も選択肢に加え、必要な耐震対策に努めます。

■非構造部等の耐震化

非構造部の落下、什器等の転倒・移動により利用者に被害を与える可能性があるため、撤去・解体も含めた耐震対策に努めます。

⑤長寿命化の実施方針

■中長期保全計画（修繕・改築等）の検討

継続的な点検業務や維持管理データの蓄積に加え、施設等の長寿命化に資する修繕や改築等を検討し、施設の長寿命化に努めます。

■予防保全の推進

日常的な点検業務等を通じて、施設等の予防保全を行いながら、長期使用に努めます。

■高耐久材料等による長寿命化

施設の老朽化改築等の際は、環境への配慮を行うとともに、付加価値を加えた改築や高耐久な材料等の使用による長寿命化、さらに、人口減少を踏まえた減床等についても検討し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

⑥統合や廃止の実施方針

■質と量の最適化

施設機能の最適化の実現に向け、品質・供給・財務^{*}の3つの視点で基礎的な施設評価に努めます。

施設評価結果を踏まえ、地理的要因を踏まえつつ周辺自治体との相互利用、施設の集約化・複合化、統廃合、転用、売却・払下げ、除却及び民間活用等を視野に入れ、施設の最適化に努めます。

[語句説明]

品質：安全・安心・快適性の確保

公共建築物の安全・安心・快適性の確保するために、長寿命化図る公共建築物を選定し、定期的に点検を行うとともに点検結果を蓄積し、損傷が軽微なうちに修繕等の対策を行うなど予防保全型の維持管理の推進に努めます。

財務：維持・更新等に係る費用の抑制

今後の人口減少に伴い、投資的経費に回す財力が低減していくことが予測される一方で、老朽化した公共建築物の更新等の費用が集中的に必要となることが想定されます。公共建築物に係る更新等費用や維持管理費等を把握し、各長寿命化計画における実施計画等を踏まえて費用の平準化や抑制に努めます。

供給：将来の人口動向、需要等に見合う施設の供給のあり方、量の見直し

今後の人口動向や需要等を踏まえたうえで、行政サービスの質を維持しつつ、更新等費用の削減ができるように公共建築物の再編に努めます。

(4) 道路

①点検・診断等の実施方針

■日常管理の継続

日常管理(道路パトロール)を今後も推進することで、路面状況を事前に把握し、効率的な維持管理に努めます。

■定期的な路面性状調査の実施

定期的にひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性等の路面性状調査によって、詳細な路面状況をモニタリングします。

■点検結果等のデータ蓄積

点検結果や修繕履歴等のデータを蓄積・活用することで、計画的な維持管理に努めます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

■計画的な修繕の実施

点検結果・修繕履歴等を蓄積したデータを活用し、また路線の重要性等を踏まえ、修繕の優先順位を決定し計画的な修繕に努めます。

■事後保全と予防保全の併用

路線の重要度等を踏まえ、事後保全と予防保全を適切に使い分けながら、ライフサイクルコスト縮減に努めます。

③安全確保の実施方針

■周辺自治体と連携した道路管理

安全で住みやすい街づくりとするために、国県道要望会に引き続き参画し、周辺自治体と連携した道路管理に努めます。

■計画的な安全施設等の整備・管理

子どもや高齢者等の安全対策として、必要な箇所については優先順位等を踏まえ、安全施設の計画的な整備・管理に努めます。

④耐震化の実施方針

■計画的な緊急車両等の走行機能の確保

災害時にも円滑に人命救助や消火活動などが行えるように、緊急輸送路線等の重要路線については、計画的に緊急車両等の走行機能の確保に努めます。

⑤長寿命化の実施方針

■PDCAサイクルの確立

日常管理(道路パトロール)や定期的な路面性状調査等のデータを分析し、長寿命化・ライフサイクルコスト削減に資する維持管理に努めます。また、修繕計画や工事内容等は定期的に検証することで、効率的・効果的な維持管理に努めます。

⑥統合や廃止の実施方針

■統合や廃止無し

インフラ施設のため、統合や廃止は基本的に不要とします。

(5) 橋梁

①点検・診断等の実施方針

■日常的な維持管理の実施

橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、道路パトロール及び清掃などの実施を徹底します。

■新技術の活用による費用縮減、点検の効率化

令和3年度以降に点検を実施する全ての橋梁において、新技術の活用を検討し、費用縮減や点検の効率化を図る。

【「美里町橋梁長寿命化修繕計画 R3.3」】

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

■維持管理方法の差別化

各橋梁の重要度、特性等に応じてグループ分けし、維持管理方法を差別化します。

■予防保全型への転換

予防的な修繕・補修などの実施や様々な新技術の活用を徹底することにより、修繕・架け替えに係る費用の低コスト化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

【「美里町橋梁長寿命化修繕計画 R3.3」】

③安全確保の実施方針

■優先度を踏まえた安全対策の実施

路線の一部にある橋梁は、通常時にも道路ネットワークを確保するため、重要な役割を担っています。このため、橋梁前後の段差解消等の安全対策は、優先順位等を検討の上、計画的な修繕に努めます。

■長期間安全に利用するための点検等の実施

橋梁を長期間安全に使用するために、劣化した附属物やコンクリート片等の落下防止策として、点検等に努めます。

④耐震化の実施方針

■コスト縮減に配慮した計画的な耐震対策

重要路線に架かる橋梁や長大橋梁等については、優先順位を検討し、コスト縮減できるような工法によって計画的に耐震対策に努めます。

■同時施工によるコスト縮減

耐震補強工事とあわせ、長寿命化に資する修繕工事を同時に施工することにより仮設足場等を併用することで、工期短縮・コスト縮減・延命化等に努めます。

⑤長寿命化の実施方針

■PDCAサイクルの推進・継続

橋梁長寿命化修繕計画の定期的な見直しなど、長寿命化に向けたPDCAサイクルの推進・継続に努めます。

⑥統合や廃止の実施方針

■ライフサイクルコスト縮減に向けた橋梁廃止等の検討

町が管理する橋梁のライフサイクルコスト縮減のために、道路ネットワークや劣化状況等を踏まえ、廃止できる橋梁の有無等を検討します。

(6) 上水道施設

①点検・診断等の実施方針

■巡回点検・定期点検の継続

巡回点検や定期点検を継続し、劣化状況等を把握し、効率的な維持管理に努めます。

■点検結果等のデータ蓄積

巡回点検や定期点検結果及び修繕・改修の履歴等のデータを蓄積し、維持管理計画等の活用にあつては、他の工事情報の把握・共有化を検討し、同区間の他工事との共同によって仮設コスト等の縮減に努めます。また、幹線管路と枝線管路における管路材の選定や、管路のダウンサイジング※や統合を行うことでライフサイクルコストの縮減に努めます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

■計画的な管路の更新・改良

令和2年度に策定した美里町水道施設更新計画策定業務、令和3年度に策定した第2次水道事業経営戦略に基づき、計画的な老朽管路等の更新に努めます。

■ライフサイクルコストの縮減

施設の更新・整備にあつては、他の工事情報の把握・共有化を検討し、同区間の他工事との共同によって仮設コスト等の縮減に努めます。また、幹線管路と枝線管路における管路材の選定や、管路のダウンサイジング※や統合を行うことでライフサイクルコストの縮減に努めます。

■事後保全と予防保全の併用

令和4年度に水道施設台帳を整備し、施設の老朽化状況を調査します。それを基に重要度や優先順位等を精査し、事後保全と予防保全を適切に使い分け、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

③安全確保の実施方針

■計画的な応急給水施設の整備・管理

災害発生時の水道水の確保のため、柿ノ木平配水場及び蜂谷森配水池に緊急遮断弁を整備しました。水質事故等による給水停止状態においても、必要最小限の生活用水を確保するため、地域防災計画等に基づいた応急給水施設の整備と管理に努めます。

また、給水車を令和3年度新たに購入したことで、病院等の受水槽に給水車から圧送による応急給水活動が可能となりました。

[語句説明]

ダウンサイジング：管路の径を小さくすること。

■周辺自治体との連携した安全対策

災害発生後の早期復旧に備え、必要な復旧資材の備蓄等によって、応急復旧体制の整備に努めます。また、周辺自治体との連携を検討し、災害後の早期復旧に努めます。

④耐震化の実施方針

■老朽管の耐震化

老朽化した管路は、地震時に損傷・断水する恐れがあるため、基幹管路や重要管路については、計画的に耐震性を有す管路に取り替え、災害復旧で発生する突発的な復旧工事費の縮減に努めます。

■配水池の耐震化

平成 28 年度に耐震診断を行いました。柿ノ木平配水場及び蜂谷森配水池については、耐震性を満たす結果が得られました。

⑤長寿命化の実施方針

■管路の長寿命化

配水管を更新する際は、管路の被覆等による腐食対策を行い、管種をダクタイル鋳鉄管や配水用ポリエチレン管に更新します。また、漏水調査を継続的に行い、速やかに漏水箇所を発見し修繕することで、管路の長寿命化に努めます。

■予防保全の推進

上水施設や設備等については、日常点検や定期点検等によって不具合を早期発見し、予防保全による長寿命化に努めます。

⑥統合や廃止の実施方針

■未使用施設の廃止

現在使用していない施設は廃止等を行い、遊休地の利活用を検討します。

(7) 公共下水道(地域下水処理施設含む。)及び農業集落排水施設

①点検・診断等の実施方針

■通常点検と詳細点検の継続

処理場や機械等は、日常点検や月例点検など、比較的短い周期で行う通常点検を行います。また、定期的な詳細点検によって、劣化状況を把握し、効率的な維持管理に努めます。

■点検結果等のデータ蓄積

各施設・主要部品等の劣化状況は修繕履歴及び点検結果等をデータとして蓄積し、健全度評価を実施の上、維持管理計画等の活用にあつて努めます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

■ライフサイクルコスト削減に配慮した公共下水道の整備

耐久性の高い材料等を活用し、ライフサイクルコストの削減に配慮した公共下水道の早期整備にあつて努めます。また、公共下水道の整備に伴い、重複・代替えできる下水処理施設等については、廃止統合等を検討します。

■ライフサイクルコストの削減

点検結果等を踏まえ、施設・設備等を更新する際は、周辺機器等の同時更新を検討することで、効率的・コスト削減に資する維持管理にあつて努めます。また、農業集落排水処理施設の統廃合を検討します。

■事後保全と予防保全の併用

管種や劣化要因、優先順位を踏まえ、事後保全と予防保全を適切に使い分け、ライフサイクルコストの削減にあつて努めます。

③安全確保の実施方針

■管路等の安全対策

優先順位を検討の上、マンホール蓋の浮上り・飛散防止といった安全対策にあつて努めます。また劣化・損傷した管路等は、不良箇所の部分的取替えて、更新コストの削減にあつて努めます。

④耐震化の実施方針

■管路の更新による耐震化

老朽化した管渠は、地震時に損傷し機能喪失する恐れがあるため、耐震性を有す管渠への部分取り替え等、コスト削減に資する工法を検討の上、耐震対策にあつて努めます。

⑤長寿命化の実施方針

■予防保全の推進

美里町下水道ストックマネジメント計画及び美里町農業集落排水最適整備構想に基づき、予防保全型の施設管理に努めます。

■管路の長寿命化

新規整備する公共下水管渠については、耐久性の高い材料等の使用を検討し、管渠の長寿命化に努めます。

⑥統合や廃止の実施方針

■不要な処理施設の廃止

公共下水道施設の整備に伴い、重複・代替えできる下水処理施設等については、廃止統合等を検討します。

(8) 公園施設

①点検・診断等の実施方針

■日常点検の実施

日常点検の実施、点検記録の蓄積と情報共有によって、異常の早期発見、早期対応に努めます。法定点検や安全基準点検は、基準に基づいて実施します。管理台帳、作業日報等、地域住民情報をデータ化して管理情報の共有化を図ります。

【「美里町公園施設長寿命化計画 H25. 2」】

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

■早期更新の実施

更新計画に基づいて公園施設が著しく劣化する前に補修（塗装や消耗品の交換）を行って使用見込み期間の延長を図ります。

【「美里町公園施設長寿命化計画 H25. 2」】

③安全確保の実施方針

■遊具の基準適応性の確認

遊具については、「遊具の安全に関する基準（H22）」に基づいて定期点検調査を実施して遊具の現状を把握して、緊急度の高いものから更新や使用禁止措置等の対策を実施し、安全性の確保を行います。

【「美里町公園施設長寿命化計画 H25. 2」】

④耐震化の実施方針

■施設の耐震化

公園内に設置されている構造物のうち、震災時に第三者被害につながるものについては、耐震化又は不要構造物は撤去等を行い、耐震対策に努めます。

⑤長寿命化の実施方針

■予防保全的な維持管理

健全度がある基準に低下した時点で、適切な修繕・補修工法を検討して長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図ります。

【「美里町公園施設長寿命化計画 H25. 2」】

⑥統合や廃止の実施方針

■統廃合の推進

都市公園・防災拠点に指定されていない公園は、統廃合を検討します。

第4章 計画の推進に向けて

1 全庁的な取組体制

- ・ 公共施設等の将来の更新等に関する予算情報を一元管理します。
- ・ 維持管理に関する意識の向上と、各所管の連携・情報共有に努めます。
- ・ 町長を本部長とした「美里町公共施設等総合管理計画推進本部」による総合管理計画の推進に努めます。

公共施設等の効率的な維持管理を推進するために、各所管が管理する施設保全に係る将来の予算情報を固定資産管理システム等によって一元的に集約管理するとともに、定期的に情報更新を行います。これによって、各課が管理する公共施設等の更新等の優先順位を整理するとともに、適切な予算水準を見据えながら更新等費用を平準化することで、財政負担の低減を図ります。

また、これを実現するには、職員一人ひとりが日々の点検業務といった維持管理に対する意識の向上を図るとともに、各課の連携と情報共有に努めます。

さらに、本町では、令和2年2月より「美里町公共施設等総合管理計画推進本部」を設置しており、総合管理計画の見直し、公共施設等の長寿命化の推進等を効率的・効果的に取組んでいきます。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、本町の将来都市像を実現するための「第2次美里町総合計画・美里町総合戦略」と整合させることが重要です。

このためには、本計画は5年ごとに基本的な方針等を見直すPDCAサイクルを構築します。ただし、社会情勢や町民ニーズが大きく変化する場合には、柔軟に計画の見直しを行います。

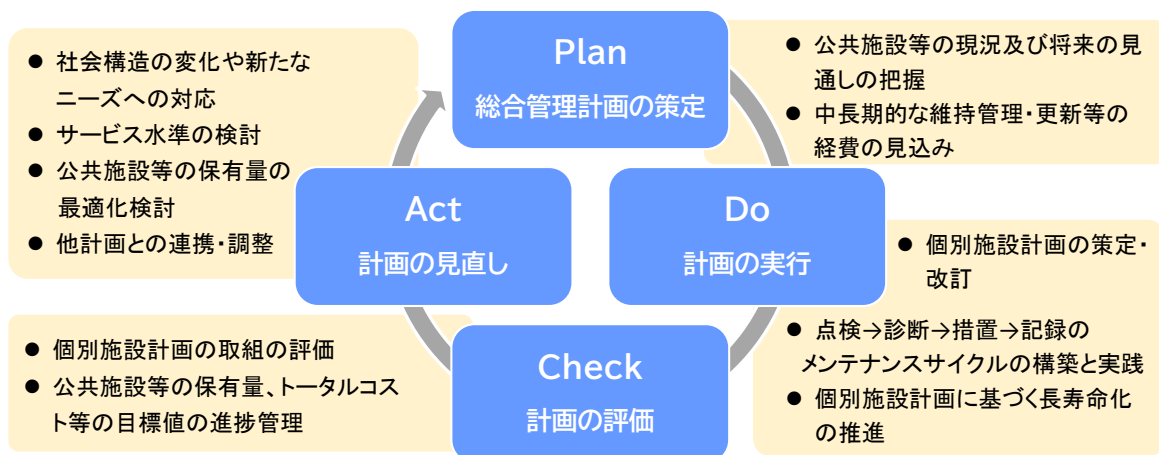


図4-1 PDCAサイクルによる計画の遂行

3 脱炭素社会への取組

「美里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（平成 30 年 4 月）において、令和 12 年度における温室効果ガス総排出量を平成 25 年度比で 38.4%削減することを目標とし、目標達成に向けた取組の重点施策を表 4-1 のとおり設定しています。地球温暖化防止をするための脱炭素社会の取組として公共施設等を維持管理・修繕・更新等を実施する際には、表 4-1 のうち特に重点施策 2、3 に示す設備更新、再生可能エネルギーの導入に積極的に取組みながら、脱炭素社会の実現の推進に努めます。

表4-1 温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けた重点施策

重点施策 1	運用改善措置
(1) PDCA サイクルの構築による継続的な温室効果ガス総排出量削減のための取組の実施 (2) 冷房設定温度緩和 (3) 暖房設定温度緩和 (4) 冷暖房負荷削減を目的とした外気導入量の制御 (5) ウォーミングアップ時の外気取入れ停止 (6) 空調運転時間の短縮 (7) フィルターの定期的な清掃 (8) 間欠運転・換気回数の適正化による換気運転時間の短縮 (9) 給湯温度の調整 (10) 洗面所給湯期間の短縮（夏場の給湯停止） (11) 照明照度の調整 (12) エネルギーモニタリング制御の導入 (13) カーテン、ブラインドによる日射の調整	
重点施策 2	設備更新
(1) 設備更新時におけるトップランナー方式に適合する製品又は L2-Tech 認証製品の積極的な採用 (2) 照明の LED 化によるランニングコストの削減により投資回収が図れる部屋等における積極的な LED 化の実施 (3) 民間活力の活用による省エネ設備の導入検討 (4) 空調・熱源の方式見直しによる温室効果ガス総排出量の削減	
重点施策 3	再生可能エネルギーの導入
(1) 耐震性や保守性に問題を生じない範囲での屋上太陽光発電設備の導入検討 (2) 民間活力を活用した再生可能エネルギーの導入検討	

資料：「美里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」より

4 公共施設等の質と量の最適化

(1) 町民等との合意形成

公共施設等の質と量の最適化を図るには、町民や議会等への十分な情報提供と調整及び合意形成を図りながら推進します。

(2) 公共建築物の再編・利活用の推進

1) 再編計画の推進

公共建築物を対象に、近隣施設・類似施設の有無や少子高齢化が進む地区や整備ニーズが高い地区などエリア別の人口動向や利用状況等の視点を勘案したうえで、同じ種類の施設の集約化、異なる施設による複合化の組み合わせについて、施設再編の計画を検討します。

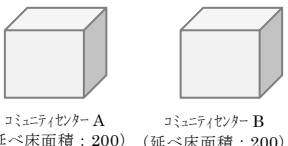
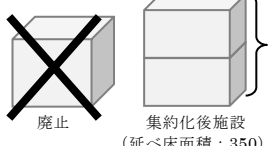
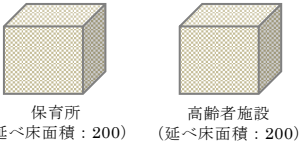
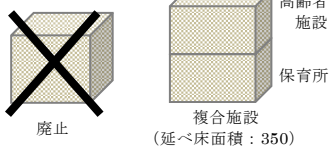
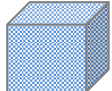
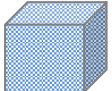
	事業実施前	事業実施後	説明
集約化事業	 コミュニティセンター A (延べ床面積：200) コミュニティセンター B (延べ床面積：200)	 廃止 集約化後施設 (延べ床面積：350)	<u>既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する</u>
複合化事業	 保育所 (延べ床面積：200) 高齢者施設 (延べ床面積：200)	 廃止 複合施設 (延べ床面積：350)	<u>既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する</u>
転用事業	 学校	 高齢者施設	<u>既存の公共施設を改善し、他の施設として利用する</u>

図 4-2 公共施設最適化事業の概要（総務省資料より。）

2) 利活用の推進

本町が保有している低・未利用の公共建築物及び公的不動産(PRE)について、民間企業の利活用についてニーズ調査を実施し、売却や貸し付け等の利活用を推進します。また、利活用を促すための仕組みについて公平性を確保した上で検討します。低・未利用の公的不動産の売却や除却及び貸付け等による収益を公共施設等の更新・運営に係る財源に充当していきます。

5 広域的な連携の取組

(1) 周辺自治体との連携の推進

本町には、町が管理する公共施設等以外に、県や国が管理する道路や河川等も多く存在します。このようなことから、総合的な公共施設等の維持管理の実現には、県や国との連携の推進に努めます。

また周辺自治体との連携によって、公共建築物等の相互利用を図るなど、従来の枠組みを超えた取組によって、行政サービスの向上と財政負担の低減・経費節約につなげます。

(2) 官民連携の推進

公共施設等の維持管理をより効率的かつ効果的にするため、一部又は全ての施設運営を民間に委託する官民連携手法を推進します。官民連携を推進するために、手法の整理、その効果の検証、官民連携を推進するための実施方針を検討していきます。

官民連携の手法には、指定管理者、包括的民間委託、PFI（BTO、BOT、コンセッション）等があります。これらの手法は民間企業による投資額や経営権の分担が異なることから、対象施設の運営に合わせたメリット・デメリットを検討し、公共施設等が提供する行政サービスの最適化を目指します。まずは官民連携を試行する施設を選定し、その効果を十分検証して展開していくこととなります。

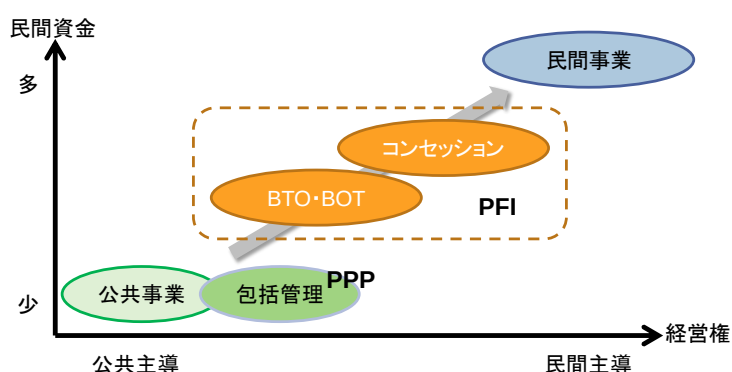


図 4-3 官民連携手法の概念図

[語句説明]

指定管理者：地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のこと

包括的民間委託：「民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準(性能要件)を満足する条件で、施設の運営・維持管理について民間事業者(受託者)の裁量に任せる」という性能発注の考え方に基づく委託方式

PPP(Public Private Partnership)：行政と民間がパートナーを組んで事業を行うこと。

BTO(Build Transfer and Operate)：民間事業者が施設を建設し、完成後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式

BOT(Build Operate and Transfer)：民間事業者が施設を建設し、維持管理及び運営をするが、公共への所有権移転は行わない方式

コンセッション方式：高速道路、空港、上下水道などの利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式

美里町公共施設等総合管理計画

令和 4 年 3 月 改訂

美里町 防災管財課

〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米 13

TEL:0229-33-2111 (代表)

<http://www.town.misato.miyagi.jp/>